



連合は、すべての働く者の処遇改善をめざして、2010年から「職場から始めよう運動」を 展開しています。

連合が2007年に「非正規労働センター」を設置し、本格的に非正規雇用に関わる取り組 みを進めていこうとした時、多くの労働組合から「何から手を付けたら良いのか分からない」 「先進的に取り組んでいる事例を教えて欲しい」などの意見が寄せられました。そこで、実際 に取り組みを進めている労働組合に調査を行ったところ、同じ職場の非正規雇用で働く仲間 の声に耳を傾けることから始めている事例が多いことに気づかされました。「まずは同じ職場 の非正規雇用で働く仲間の悩みや抱える課題に向き合い、浮き彫りとなった実態に寄り添う ことから始めてはどうか」との提案が、この「職場から始めよう運動」の始まりでした。

その後、2019年の連合結成30周年を機に、新たに「連合ビジョン」を策定し、「『持続可 能性』と『包摂』を基底に置き、多様性を受け入れ、互いに認め支え合い、誰一人取り残され ることのない社会」を、めざす社会像として提起しました。そして、働く上での困難さが多様化 している現状を踏まえ、「真の多様性」が根付く職場・社会の実現に向け、「フェアワーク推進 センター」の設置を決めて今日に至っています。

2020年に始まった新型コロナウイルス感染症の拡大は、わが国の社会的セーフティネット の脆弱性を露呈させ、雇用面にも大きな影響を及ぼしました。しかし、本年4月には水際対策 が終了し、続く5月には感染症法上の位置づけも5類に変更、アフターコロナに向けて国内景 気は回復傾向にあります。また、この間、インバウンドも急速に回復してきており、今夏にはコロ ナ前の水準を超えるとの推計も出されていますが(野村総合研究所「外国人観光客数の見 通し(2023年4月)|)、その一方で、コロナ禍で悪化していた労働需要が急回復したことによ り、とりわけ観光業や飲食業などの業種での人手不足が顕著となっています(帝国データバ ンク「人手不足に対する企業の動向調査(2023年4月)」)。

このような状況の中、すべての人々の人権が尊重され、年齢や性別・国籍の違い・障がいの 有無・就労形態などにかかわらず、誰もが平等・対等で多様性を認め合いながら公正・公平に 働くことのできる「フェアワーク」を実現することは、待ったなしの課題であり、私たち労働組合 が担うべき役割でもあります。

すべての働く仲間の処遇改善、安全と安心の実現に向けて、この事例集が積極的に活用 されることを期待します。ともに頑張りましょう!

> 2023年8月 日本労働組合総連合会 フェアワーク推進センター

目次

●はじめに	t
●組合づ	くり・組合加入
事例 1	UAゼンセン コメリユニオン ····································
事例 2	自治労 くしろ児童厚生員ユニオン
事例 3	日教組 水前寺共済会館グレーシアユニオン
事例 4	連合東京 連合ユニオン東京 ふくし保育園ユニオン 10 労働相談からの組合結成
● 処遇改	善•同一労働同一賃金
事例 5	UAゼンセン ロフト労働組合
事例 6	自治労 新潟県立病院臨時職員労働組合 14 輪になって一致団結で進める処遇改善
●再雇用	者•定年延長
事例 7	フード連合 TaKaRa労働組合
事例 8	紙パ連合 レンゴー労働組合
●障がい	者
事例 9	電機連合 富士電機労働組合 20 障がい者雇用への主体的・積極的な取り組み

●外国人:	労働者	
事例10	連合東京 NPOとの連携で外国人労働者を組織化	22
事例 1 1	連合新潟 フェアワーク推進センター ベトナム人向けの労働相談を展開、地域との連携が必須!	23
●キラリ耳	取り組み事例	
事例12	電力総連 九州電力総連 九州の電力関連産業で働く人が個人加盟できるユニオンの設立	24
事例13	JR連合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
事例14	全日本海員組合 船員をめざす若者にエール!労働組合初の奨学金制度	26
事例15	連合大阪 「はたらく障がい者なんでも相談キャンペーン」の実施	27
事例 16	連合兵庫 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
●連合本語	部の取り組み	
事例 17	連合本部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
●参考資料		
• 2023	春季生活闘争および通年(2022年9月〜)における「すべての労働者の立場にたった	

働き方」の見直しとジェンダー平等・多様性の推進に向けた具体的な取り組み内容 … 31



UAゼンセン|コメリユニオン

コメリユニオン

●組合員数:9,765名 (2022年10月現在)

正社員:3,633名、準社員★1:6,007名、嘱託社員★2:125名

- ■ユニオン・ショップ制
- ●組合員範囲:正社員、準社員、嘱託社員(役員、上位職 位者とアルバイトは除く)
- ●組合費:正社員·嘱託社員 基本給×2%、準社員 当月賃金-(法 定外残業手当+深夜手当+通勤手当)×2% ※上限·下限あり
- ★1 準社員は勤務地(店舗)限定のパートタイマーで、多く が女性。6つの職種(部門担当、レジ専門、品出し専門、 事務、棚割り・荷受け、本社)があり、店舗勤務の場合 はシフト制で勤務時間は様々。
- ★2 嘱託社員は正社員の定年再雇用者に加え、専門職とし て職務限定で働く社員も含む。

株式会社コメリ

- ●パワーおよびハード&グリーン等のチェーンストア経営。 46都道府県に1.215店舗を展開。
- ●従業員数:19,130名 (2022年10月現在)

正社員: 3,973名、準社員: 6,941名、嘱託社員: 227名、 アルバイト: 7,989名

取り組み概要

- ●元々は正社員のみの組合であったが、全国各地に店舗が拡 大する中、準社員や嘱託社員が増加。同じ職場で働く仲間と して、雇用形態に関係なく働きやすい職場環境にしたい、さ らに2011年3月の東日本大震災で被災した組合員には組合か ら見舞金なども支援したが、正社員以外の従業員にもなにか したいという思いから、準社員・嘱託社員も組合員にすること を決意。
- ●2012年より、準社員·嘱託社員のユニオン·ショップ協定締結 に向けて、オープン・ショップで仲間づくりを開始するが、加入 率は伸び悩む。
- ●2020年度の運動方針にて「準社員・嘱託社員のユニオン・ ショップ協定締結」を最重要項目に位置づけ、加入活動を強化。

(2)経過

2019年10月

定期大会にて2020年度の運動方針を決定し「準社員・ 嘱託社員のユニオン・ショップ協定締結」を最重要項目に ●2020年9月~

活動方針を踏まえ、加入活動を強化!

- 未加入者を店舗ごと・個人別に抽出
- 説明用器材の作成(パンフレットの刷新、説明シナリオ や実際にあった労働相談解決事例集を作成)
- 各職場で職場リーダー・執行委員・パートタイム委員が 加入説明を実施

未加入者への説明は、以前は集合型だつ たけど、今回は個別対応に変えたよ!非専 従の職場リーダー(正社員の店長など)・ 執行委員・パートタイム委員が中心となっ て、一人ひとりに声を掛けて説明。毎月進 捗状況を報告するなど、執行部と密に連 携をはかりながら進めたんだ!



●2022年2月

準社員・嘱託社員の加入率80%を達成

未加入者への加入説明継続

●2022年11月~

ユニオン・ショップ協定締結(加入率:85.5%)

【2017~2023年の活動実績】

("0)

年	賃上げ (準社員)	その他			
2017	28円	制服を吸汗速乾シャツへの仕様変更			
		多くの準社員が不満に思っていた制服(正社員からの声はほとんどなし)。バートタイム委員会が意見し変更されたよ!			
2018	28円	再雇用時の時給引き上げ(準社員)			
2019	27円	育児・介護休業制度の適用範囲拡大			
2020	28円	・慶弔休暇の有給化(準社員)・コロナ禍における営業時間短縮や特別慰労金支給			
2021	11円	Wワーク制度の導入			
2022	28円	半日単位の有給休暇制度の導入			
2023	45円	評価制度改定(準社員)			
		春闘の要求策定にあたっては、必ず パートタイム委員会の意見を聴取。 2023年度はパートタイム委員会の意 見を踏まえ、執行部が想定していた要 求額より引き上げ!その結果、この金 額を勝ち取れたよ。			

【パートタイム委員会】

目的: 準社員·嘱託社員の組 合員の声をもとに、労働条件 や職場環境の改善をめざす。 役割:

• 準社員·嘱託社員の立場 に特化した 「諮問機関」と

して、組合本部や執行委員会へ答申する。

• 準社員・嘱託社員の声を集め、「すべての準社員・嘱託社員組 合員にとって」という想いで意見・提案する。

実施: 3ヵ月ごと、全国の準社員(20名程度)が参加。

パートタイム委員会の発足当初は職場の愚痴を言い合うだ けで終わることもあったけど、次第に、準社員・嘱託社員が働 きやすい職場に改善するにはどうすればいいかという視点 で意見交換が行われるようになっていったよ。2018年度から、 毎回テーマを決めて意見交換を行った上で、発表した内容を 執行委員会の議題に入れるようにしたことで、パートタイム 委員の意識が変わっていったんだって。さらにパートタイム委 員の中から、UAゼンセン主催のパートタイム役員リーダー会 議への参加者を選出して、会議内容の発表も実施しているよ。 準社員執行委員は、パートタイム委員会の中から選出し、 2016年に誕生!現在は4地区(九州・関西・東北・新潟)に1名ず つ、計4名いるよ。





コロナ禍で集合型の活動や食事会補助など ができなかったから、活動自粛の代替え策と して、バースデープレゼント企画やガソリン 補助金キャンペーンなどを実施して、加入活 動を推進したよ。バースデープレゼント企画 は、非専従で準社員の目黒副書記長の発案! プレゼントの商品券だけでなく、名前と誕生 日を手書きした手紙もあわせて渡したよ。加 入してくれた組合員一人ひとりのことを考え ながら、心をこめて手書きしたんだって。



説明用器材、バースデープレゼント企画の手紙

非専従の執行部が自信をもって説明できるよう説明用 器材を作成。組合活動や実績、共済制度をまとめたパン フレットを刷新するとともに、説明シナリオとして、初め て説明を聞く人、拒絶している人、過去に脱退した人向 けと3パターン用意。休憩時間を使って短時間で説明で きるようコンパクトに時間配分も含めて記載したよ!

【準社員の加入率 年度別推移】



2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022(年度) ※加入率は各年度の10月集計

当事者の声

組合員

- ●ユニオン・ショップ協定により、組織が大きくなったこと で労働環境が良くなることにとても期待している。全 体の大きな問題だけでなく、細かい部分にも目を向け ていただいて改善につなげてほしい。
- ●組合加入にあたり、執行部の方から組合活動につい て丁寧に説明してもらった。自分の話もしっかり聞いて もらえ安心して加入することができた。私生活で大変 なこともあるが、まだまだ頑張っていきたい。

執行部(目黒副書記長)

- ●組合活動を始めて意識が変わった。上部団体(UAゼ ンセン)の会議や研修に参加したり、執行委員会に出 席すると、気づきと学びがいっぱいある。
- ●自分が組合活動をしているのは、頑張っている準社員 のために何かしたいから。いつも現場で一生懸命に働 いているのを間近で見て知っているので、みんなのた めに自分にできることが何かを考えている。ただ自分 が好きでやっていることなので「現場を背負っている」 とは思わないようにしている。

執行部(西岡執行副委員長)

- ●職場が広域になる為、移動も含め加入説明に時間が かかったが、一人ひとりへの丁寧な説明にこだわって 実施した。非専従の執行部も業務多忙な中、時間を割 いて協力してもらった。加入活動を通じて、組合活動 や各種制度がより周知されるようになり、共済制度の 利用率が上がった。
- ●組合がめざすものは「組合員の幸せ」と「会社の発 展」。幸せの定義は人によると思うが、「組合員の幸 せ」とは、職場の良好な人間関係、仕事を通じて意義・ 目標を持てる職場環境の実現だと考えている。今後も より多くの組合員の声を活動に反映させ、組合員の幸 せを実現していきたい。

【組合組織図】

コメリユニオン本部

新	東	関	北	関	中	九	北	本	J	
潟	北	東	陸	西	四	州	海	社	ŷ	
地	地	地	地	地	玉	地	道	地	+ +	
区	区	区	区	区	地区	区	地区	区	L S	
支	支	支	支	支	支	支	支	支	业	
部	部	部	部	部	部	部	部	部	支部	

課題



- ●ユニオン・ショップ協定は締結したが、全員が組合活動を理解し納得して加入してくれるよう未加入者への対 応を継続する(2023年7月末まで)。
- ●現在の準社員執行委員は4名だが、各地区に1名以上配置できるよう増員したい。







自治労|くしろ児童厚生員ユニオン

員確保に向けた市役所ユニオンとの取り組み

自治労くしろ児童厚生員ユニオン

●組合員数:80名 (2023年3月現在)

会計年度任用職員(児童厚生員):男性1名、女性79名

- ●オープン・ショップ制
- ●組合員範囲:児童厚生員

釧路市役所 こども保健部こども育成課 こども未来づくり児童館担当

●学童保育、児童館

通常、学童保育と児童館は別々に設置されるが、釧路市 では児童館のひとつの部屋に学童保育室が設置されて いる。釧路市内には児童センター(児童館)20ヵ所、学童 (放課後児童クラブ)1ヵ所が設置されている。6名体制は 2拠点、残りは5名体制(館長1名、主任2名、他は児童厚 生員および補助員)。

●職員数:105名 (2023年3月現在)

会計年度任用職員(館長、主任、児童厚生員):男性5 名、女性90名、補助員:10名

取り組み概要

(1)背景

- ●2002年に釧路市職労と釧路市役所労組が統合し、現在の釧 路市役所労働組合(市役所ユニオン)が結成される。それに 伴い、市役所ユニオン加入資格が正職員に限定されたこと から、釧路市役所嘱託職員分会は独立、現在のくしろ児童厚 生員ユニオンとして自治労本部に直加盟となった。
- ●子ども·子育て支援新制度★が施行され、学童や児童館利用 者の対象は広がったものの、一人当たり1.65平米の面積確保 ができなかったり、児童厚生員が不足しており(現状児童40 名につき1名)、常に欠員状態である。
- ★子ども·子育て支援新制度

子ども・子育て関連3法にもとづき、市町村の実情に応じた子ども・子 育て支援事業計画の策定が義務付けられ、2013年6月に「釧路子ど も・子育て会議条例」が制定された。釧路市では、総合的かつきめ細 やかな子ども・子育て支援を推進するため「子ども・子育て支援事業 計画書」を定め、取り組みを進めている。

(2)経過

2002年10月

釧路市職労から独立して発足

2015年4月

子ども・子育て支援新制度開始

●2015年9月

人事院勧告を見据え、自治労本部の統一要求書に職場 要求を加えて提出。

> 新制度スタート以降利用者が増え、対象 が小学6年生に引き上げられたこともあっ て、人手不足がより顕著になったんだって! 勤務時間が自身の子どもが学校から帰っ てくる時間だから、なかなか応募してくる 人が少ないそうだよ…



●2020年4月

- ・ 釧路市は児童厚生員への応募が少ないため、補助員 の採用を開始。
- 人事評価制度の導入



釧路市の児童厚生員として働くには、保 育士、義務教育学校および中等教育学校 の教諭、社会福祉士などの資格が必要な んだよ!

●2020年4月

会計年度任用職員制度の導入



会計年度任用職員制度導入後は、年度更 新を基本として、2回は自動で更新となり、 3回目の面接の合否で更新が決定するよ。

●2023年3月

3回目の更新時期を迎えたベテラン児童厚生員が、任用 試験に不合格となり、職場に衝撃が走る。

> 合格すると思われていたベテラン児童厚 生員が任用試験に不合格となり、若手の 児童厚生員たちにとって将来の不安材料 となったんだって!



児童厚生員の育成や労働条件の改善など、 労働組合への期待が高まったよ!



【ある児童厚生員さんの1日(学校開校日)】

時刻		業	務詳細
13:00	出勤		
		昨日まで	の引継ぎや今日の打ち合わ
		事務作業	業、行事準備等
		子どもた	ちの受け入れ準備
14:20	子ども受け入れ	出欠確認	刃 心
		宿題タイ	′厶対応
		あそび	外遊び
			屋内体育的遊び
			室内制作的遊び 等
	順次帰宅		
17:30		室内片信	付け
		今日の幸	
18:00	退勤		·

コロナ禍における 学童保育現場の状況

BH. Till

• 子どもたちは距離の取り方が近いため、私たち職員が感染 する不安もありましたが、子どもを預けて働かなくちゃいけな い保護者もお子様の感染の不安があっただろうと思います。 保護者の不安に寄り添い、今までやってきた行事の見直しを 保護者と一緒に取り組みました。

【ある児童厚生員さんの1日(学校閉校日)】

時刻		業	務詳細			
9:00	出勤					
		昨日まで	の引継ぎや今日の打ち合わせ			
		事務作業	業、行事準備等			
		子どもた	たちの受け入れ準備			
	子ども受け入れ	出欠確認	沙心			
		宿題タイ	(ム対応			
		あそび	コマ・けん玉 等			
			屋内遊戯室での活動			
12:00	昼食	昼食準備				
		マナーの	D指導 等			
		食事片何	付け			
13:00		あそび	外遊び			
			屋内体育的遊び			
			室内制作的遊び 等			
	順次帰宅					
		室内片作	寸け			
		今日の幸	报告等			
18:00	退勤					







学童保育室の風景

当事者の声

組合員

●各館の人数が少ないので、これまで経験を共有したり、 相談する場が無かった。労働組合ができてから、いろ いろな情報交換ができているので、とても助かってい る。

執行部

~ J.

●児童厚生員になりうる資格者が不足しており、輪をか けて労働条件から学童保育に人が入ってこない。市役 所ユニオンと連携して、処遇の改善や人員確保を求め ていきたい。

ヒアリングで中谷特別中央執行委員は、「組合が あることによって子どもの健全育成の場所が守れ ると思っている。両親ともフルタイムで働く家庭が 増える中、子どもの健全な育成を補助していくた めにも、児童厚生員の処遇改善に取り組んでいき たい。」と気持ちを語ってくれたよ!

※「会計年度任用職員制度の概要」についてはP14参照。

U

釧路市の会計年度任用職員で組織化さ れているのは児童厚生員のみ。市役所ユ ニオンと連携しているよ!

市役所にも会計年度任用職員が900名程 度いるから、処遇改善を一緒に求めてい くんだって!!



- ●会計年度任用職員は、現在期末手当 しか出ていないため、勤勉手当支給 を求めていきたい。
- ●児童厚生員は常に欠員がある状態で ある。雇用期間の不安定さと、賃金 などの処遇改善は喫緊の課題。
- 新制度の施行により利用者が増加す る中で、児童厚生員のなり手不足や 市職員の欠員改善など、市役所ユニ オンと連携して取り組みたい。



日教組|水前寺共済会館グレーシアユニオン

成組織、連合本部の声掛けからの組合結成・非常勤職員の処遇改善

水前寺共済会館グレーシアユニオン

●組合員数:22名 (2023年4月現在)

正規職員:3名、非常勤職員:7名、パート·アルバイト:12名

- ●オープン・ショップ制
- ●組合員範囲: 支配人(管理職)以外全員 ※学生アルバイトを除く

公立学校共済組合熊本宿泊所 水前寺共済会館グレーシア

- ●宿泊·ホテル業(教職員などの福利厚生の保養施設)
- ●従業員数:41名 (2023年4月現在)

正規職員:4名、非常勤職員:10名、パート・アルバイト:27名

取り組み概要

(1)背景

- ●公立学校共済組合(公立学校教職員が組合員)が運営する全国各 地の宿泊施設は、経営改革の一環として、長期に渡る給与削減や新 規採用の停止などで多くの職員が厳しい労働環境に置かれていた。
- ●日教組は様々なところから上記の情報を得て、理事や運営審議会 委員などで運営の一部に参画している公立学校共済組合が運営 する宿泊施設全国37ヵ所(現33ヵ所)に対し、課題解決などのため、 連合本部に組織化を提起(2019年)。日教組が共済本部に宿泊所 の組織化について理解を求めるなど、宿泊施設の組織化に着手。 その一環として公立学校共済組合熊本県支部に働きかけた。

(2)経過

-2021年4月

公立学校共済組合熊本県支部と日教組が面談

-2021年7月

日教組から支配人への労働組合結成の趣旨説明及び 発起人の人選などについて協議・依頼



支配人をはじめとした経営層は組合結成 に最初から理解があったんだね!

●2021年9月

従業員との意見交換、発起人の確認、第1回学習会を実施

実は、現執行部の皆さんは、当初は仕事 が忙しく、組合づくりに乗り気ではなかっ たよ。でも、日教組や地元単組、連合本部 のブロックオルガナイザーのサポートによ り組合結成に前向きになったんだって!

-2021年10月

第2回学習会、第1回結成準備会、第2回結成準備会を実施

●2021年12月

結成大会を実施

●2022年1月

組合説明会を実施(2日間)

加入対象32人中27人(従業員の84.3%)が加入



説明会の様子

正規職員は支配人を除くと3名のみ。職場 には非常勤職員やパート・アルバイトと 様々な雇用形態の人が多種多様な業務を こなしていることから、組合のメリットを理 解してもらためにも丁寧な説明を心がけ たよ。説明会の開催、従業員の参加にあ たっては、支配人も協力してくれたんだ。



●2022年3月

初めての団体交渉を実施

- 正規職員: 2号給の賃上げ
- 非常勤職員、パート・アルバイト: 時給20円賃上げ
- ※団体交渉の相手は、非常勤職員と正規職員の賃金(2号 給以下)は支配人、正規職員の賃金(3号給以上)に関す ること規約などの変更は共済組合の支部。

第1回目の団体交渉では、賃上げのほか、ユ ニオン・ショップ協定などの労働協約につい ても話し合ったよ!今まで最低賃金の引上げ 以外での昇給が全くなかったから、みんな大 喜びだったんだ。ユニオン・ショップ協定につ いては、引き続き協議を行っているよ。



●2022年5月

第1回(躍進)大会を実施



第1回大会の様子



ランチタイム前の参加しやすい時間にあわせて 開催したことでたくさんの組合員が参加したんだ。

●2022年6月

一時金交渉を実施(夏季)

- 正規職員:2.0ヵ月
- 非常勤職員:1.0ヵ月
- パート・アルバイト: 最大5万円

正規職員の一時金は20年近く1.0ヵ月で固 定、非常勤職員やパート・アルバイトには、 規程もなかったため、今回が近年最大の 上げ幅となったんだ!労働者が団結して経 営者にユニオンの考えを伝えたことで、経 営者からは真摯な回答を得ることができ たんだね。



2022年11月

一時金交渉を実施(冬季)

- 正規職員:2.0ヵ月
- 非常勤職員:1.2ヵ月
- パート・アルバイト: 7万円

夏季と比べて、非常勤職員とパート・アル バイトの額がさらにUP!日頃から非常勤職 員やパート・アルバイトの頑張りを見てい るから、執行部は正規職員以外の労働条 件改善に特に力を入れて交渉を行い、非 常勤職員の一時金も2.0ヵ月とするよう求 めたんだよ!満額回答にはならなかったけ ど、着実に処遇改善につながっているね。



●2023年4月

団体交渉を実施

- 正規職員: 2号給の賃上げ
- 非常勤職員、パート・アルバイト: 時給30円賃上げ



一時金に続き、通常の賃金でも非常勤職員と パート・アルバイトの賃上げ幅が昨年よりUP!

ココ知っとこ



非常勤職員から正規職員の登用について も団体交渉で勝ち取ったんだ。2023年2月 に初めての正規職員登用試験を実施し、 20代の非常勤職員1名が4月から希望が 叶って正規職員になったんだって。

日々の情報共有は、グレーシアユニオン ニュースを発行するほか、最近は個別に 口頭で共有しているよ。賃上げの報告の 時にも組合員の喜びの声を直接聞けるん だ。組合員一人ひとりの声を重視している 姿勢がうかがえるね。



- ●新規加入活動へさらなる取り組み
- ●ユニオン・ショップ協定の締結

当事者の声

非常勤職員、パート・アルバイト

- ●人手不足で、賃金体系が違うのに正規職員とほぼ同 じ働きを求められることもあり、不満を感じていた。
- ●長年の昇給停止などで期待や希望をなくしていたが、 労働組合ができたおかげで時給が上がってうれしい。 一時金も今までは制度がなく寸志程度だったが、まと まった額がもらえるようになってありがたい。

- ●慢性的な人員不足、長時間労働や未払賃金などが発 生し、職員の意欲が著しく低下していた中、新型コロナ ウイルスの拡大・長期化が発生。今後、安定して働き続 けることや将来に対して、大きな不安を抱えていた。
- ●今まで労働組合を作るという発想がなく、縁のない存在と思って いたが、組合が出来たことにより執行部をはじめとして自由闊達 な意見を言う機会が増え、職員が一致団結することができた。
- ●厳しい経営状況のなかでも使用者と対等に協議すること ができ、雇用の安定に繋がった。組合活動の中で異業種 の方々接する機会が増え、組合員の士気も上がった。
- ●日々の仕事だけではなく、組合活動でも非常勤職員の 組合役員、組合員の方に支えられている。困った時に 励ましてくれたりとなくてはならない存在だ。

支配人

●人手不足の中で日々頑張ってくれている従業員の皆 さんのために、労働条件を改善し、魅力ある職場にし たい。労働組合の活動を応援している。

- ●水前寺共済会館グレーシアユニオンの皆さんを日教組の仲 間として迎えることができて光栄だ。組合結成から日頃の活 動にいたるまで連合本部、連合熊本、地元教組(熊本県・高 教組)に多大なるご支援いただいていることに感謝している。
- ●日教組と公立学校共済組合との関わりは深く、直営の 4つの病院を組織しているものの、宿泊施設ではグ レーシアユニオンが初の加盟である。
- ●公務関係職場ではあるものの、処遇については公務に準 拠するところとそうでないところが混在し、とりわけ賃金に ついては厳しい状況が続いている。日教組は学校につな がる職場の仲間として、グレーシアユニオンの取り組みを 後押しできるよう、様々な方面から働きかけをしていく。

連合本部(九州ブロックオルガナイザー)

●面談当初、コロナ禍という厳しい環境の中で、職員が一丸 となってお客様の獲得や接客に誠心誠意取り組んでおら れたことに、とても感銘を受けた。そうした一所懸命な皆さ んと共に、労働組合の結成に取り組めたことや、結成後も 執行部を中心に連絡を取り合い、より良い職場環境の実現 に向け取り組みを進めていることをうれしく思っている。

公立学校共済組合熊本宿泊所 水前寺共済会館グレーシア



客室数は全31室、定員57名で宿泊客以外の方も利用できるレスト ランのほか、最大270名収容可能な宴会場をはじめとした計9つの 宴会場・会議室も運営。国の名勝・史跡に指定されている水前寺成 趣園にほど近い立地にあるよ。従業員の健康を優先し、宿泊業では 珍しく毎週日曜・月曜を定休日としているんだって!





客室(ツイン)































施設全景

連合東京|連合ユニオン東京 ふくし保育園ユニオン

労働相談からの組合結成

ふくし保育園ユニオン

●組合員数:27名 (2023年6月現在)

常勤職員:17名、非常勤職員(パートタイマー):10名

- ●オープン・ショップ制
- ●組合員範囲:常勤職員、非常勤職員(保育士だけでなく 栄養士や調理師なども含む、ただし学生は除く)
- ●組合費: 常勤職員2,000円/月、非常勤職員1,500円/月

社会福祉法人童友会ふくし保育園

- ●保育園
- ●職員数:37名 (2023年6月現在)

常勤職員:18名、非常勤職員(パートタイマー・アルバイト★):19名

★非常勤職員は原則有期契約(勤続5年以上は無期契約)

取り組み概要

(1)背景

- ●家族経営で、園長·副園長は親子関係。現場責任者が園長(母親)の時は 問題なかったが、約20年前に副園長(息子)が就任。副園長とのコミュニ ケーションに大きな問題があり、認識相違などが原因でトラブルが多発。
- ●問題が起きると、副園長は感情的になり、園長は副園長をかばうため、 園内で話し合いや改善は難しい状況。2021年の夏、行政(労働相談 情報センター)に相談しあっせんを試みたが、園長・副園長は応じず。
- ●ベテラン保育士が副園長と他の職員との間に入りなんとか対応していたが、 大きなトラブルが発生。以前行政から労働組合の結成を示唆されたことを 思い出し、「このまま個人で対応するのは限界」と決意し連合東京に相談。

(2)経過

●2022年4月

連合東京へ相談

- 電話相談の同日、事務所に来所し面談(保育士2名)
- その場で連合ユニオン東京に個人加盟
- ●2022年5月~6月

連合ユニオン東京と打ち合わせ(5月9日、6月1日、6月4日)

当初は副園長との関係だけを問題視していたけど、 連合ユニオン東京と話していく中で、労働条件通知 書が交付されていない、就業規則が平成24年から 改訂されていない・一部周知されていないなど、他 の問題も判明。周りの同僚にも声をかけ、打ち合わ せにも参加してもらいながら、組合結成の準備を進 めたよ(参加人数:5月9日7名、6月1日2名:4日5名)。

●2022年6月26日

結成大会・学習会を開催(組合員数:6名)

●2022年9月

説明会に向けて執行委員会を開催(①9月4日)

常勤・非常勤職員を対象に加入説明会を実施(9月16

→常勤職員が全員加入!(組合員数:15名)

●2022年10月~11月

結成通告に向けて執行委員会を開催(②10月19日③11

組合員のアンケートを踏まえ、結成通知書や要求書・団 体交渉について検討

●2022年12月19日

結成通知書・要求書を提出

連合ユニオン東京から園長に事前連絡。1 度目の連絡のときは「うちに組合はいりま せん」とすぐに電話を切られたよ。2度目の 連絡時に結成通告のアポイントをとれた けど、建物の中には入れてもらえず、園庭 で渡したんだって!



●2023年1月

団体交渉に向けて執行委員会を開催(④1月12日)

今後の交渉に向けて、組合員へアンケー トを実施。処遇改善や就業規則だけでなく、 健康診断についての要望もあったよ。また、 非常勤職員の待遇が低いこともわかった から、未加入の非常勤職員に対して、組合 が処遇改善に向けて春闘で交渉すると説 明し加入者が増えたよ!(組合員数:22名)



第1回団体交渉(1月16日)

12月19日提出した要求書(職員の労働条件、雇用に関す る要求、法令順守、暫定労働協約など)に関して交渉

●2023年2月~3月

第2回団体交渉(春闘)に向けて執行委員会を開催

(⑤2月16日⑥3月6日⑦3月11日)

非常勤組合員を対象に説明会を実施(3月11日、3月15日)



非常勤組合員の処遇改善に向けて、要求 書提出前に、説明会だけでなく、1月の新 規加入者向けにアンケートも実施したよ!

●2023年4月14日

第2回団体交渉

3月20日提出した要求書(賃金、健康診断、途中退職者などへの対応、無 期雇用転換、就業中の使用者面談、就業規則改定など)に関して交渉

●2023年5月~6月

執行委員会を開催(85月10日95月25日106月5日)

- 回答書からの次回要求について議論
- ・ 定期大会に向けた準備
- ●2023年7月7日

第3回団体交渉

6月8日提出した要求書(昇給、一時金、途中退職者など の対応、就業規則等の改定など)に関して交渉

●2023年6月18日

定期大会を開催(組合員数:27名)



【組合員数の推移】

4	年月 2022年									202	23年			
147	7	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
人業	汝	6	15	15	15	15	15	15	22	23	23	23	27	27

ココ知っとこ



組合結成の中心となったのはベテラン保育士の 荒川執行委員長(勤続28年目)と渡邉書記長(勤 続35年目)。長年、仕事に誇りを持ち一緒に働く仲 間を大事に思って働いてきたからこそ、職員みん なが安心して働き仕事を通じて働き甲斐を見出せ る環境にすることが、法人の発展や健全な保育の 提供につながるという強い気持ちで行動。職場の みんなもその気持ちに賛同し、一緒に組合結成の 準備に取り組んできたよ。短期間で過半数を獲得 できたのは、みんなのチームワークの賜物だね!

園長や副園長は当初組合に拒否反応を示してい たけど、団体交渉を進めるなかで徐々に変化。職 員への言動に配慮がみえるようになったんだって。 組合の団結力や思いが伝わり、労使は対等な立 場だと認識してくれるようになったんだね。

結成趣旨書(抜粋)

(前略)私たちは入職以来、園児のため、法人のために一生懸命 働いてきました。私たちはふくし保育園で一緒に働く仲間が大好 きであり、ふくし保育園での仕事に誇りを持っています。(中略) しかしながら、現在の法人は、現場の声がなかなか届かず、意見し にくい環境であります。園長、副園長の感情によって左右され、一 方的な叱責、暴言などにより傷つき、その言葉、怖さゆえ、職員は 傷つき、萎縮してしまい、自らの考える保育が出来なかったり、精 神的に病んでしまい退職を考える環境にあります。(中略) 「ふくし保育園ユニオンには皆様の力が必要です!今こそふくし保 育園ユニオンに集結しよう!」

【これまでの要求と獲得内容】

- 常勤組合員: 定期昇給に加え6,000円のベースアップ
- ・非常勤組合員: 時給100円の引上げ、遅番手当(時給100円)の上乗せ
- 交通費(バス代の支給)、一時金(支給要件や金額などを説明)
- 一時金(支給要件や金額などを説明)

無期転換: 勤続5年以上の非常勤組合員(有期契約)を無期転換 就業中の使用者面談: 保育業務中などに急に声をかけるのではなく、

事前約束のうえ行うなど配慮

健康診断:法人負担金額の引上げ、実施日の有給化

中途退職者等の対応:人手不足による負担軽減に向けた新採用

就業規則の改定

常勤組合員: 給料表の改定により定期昇給を実施する 非常勤組合員: 時給30~50円を引き上げる

勤続5年以上の非常勤組合員は全員無期契約にする

配慮し対応する 副園長から就業中に面談を求められることが

あって、保育に集中できないことがあったけど、 組合として要求したことで対応が見直されたよ。 組合結成が子どもの安全にもつながっているね。

当事者の声

執行部(荒川執行委員長)

- ●加入活動は当初、副園長の問題を中心に伝えていたが、労働条 件を問題視している職員もいると分かり、処遇改善についても 伝えるようにした。また、組合の意義や活動について勉強したこ とで、組合加入のメリットを自信を持って説明できるようになった。
- ●まだまだ課題は残っているが、さらなる改善に向けて、みん なで力を合わせて取り組んでいく。

執行部(渡邉書記長)

- ●行政から組合結成を示唆されたときは、組合がなにかよく分 からないしハードルが高く感じて踏み切れなかったが、勇気 をだして、連合東京に相談すると担当者が丁寧に対応してく れ、組合の必要性がよく分かった。
- ■以前は、園長・副園長の言動に困ったり精神的に落ち込むこと もあったが、団体交渉でみんなの思いを伝えたことで言動が 変わった。面談は事前約束する・忙しい場合は手伝うなど配慮 が見えるようになったので、ストレスも軽減し、保育業務により 集中できるようになった。組合を結成して本当によかった。

(]

連合ユニオン東京

- ●短期間で過半数を獲得し組合としてまとまれたのは、 荒川執行委員長と渡邉書記長の熱意と人柄、そして 職場みんなの団結力があったからこそだと思う。
- ●今後は、構成組織(自治労)に移行予定。同じ業種の 組合と連携強化しながら、今後も積極的に活動を継続 してほしい。



- ●労働協約の締結
- ●団体交渉など対応力の向上























UAゼンセン|ロフト労働組合

F末年始を中心とした手当・休暇における不公平感の解消

ロフト労働組合

●組合員数:2,702名 (2022年11月現在)

月給制ロフト社員(無期雇用、月給):1,334名、時給制 ロフト社員(無期雇用、時給):1,368名

- ●組合員範囲:4等級以上の社員(管理職)を除く月給制口 フト社員、時給制ロフト社員(社会保険加入者)/2014年 以降入社社員はユニオン・ショップ制
- ※再雇用で4等級以下になった場合、組合加入は可能

株式会社ロフト

- ●雑貨小売り業
- ●従業員数:5,206名 (2022年11月現在)

月給制ロフト社員(無期雇用、月給):1,493名、時給制 ロフト社員(無期雇用、時給):1,535名、パートナー社員 (有期雇用、時給):1,601名、アシスト社員(有期雇用、 短期、時給):577名

取り組み概要

- ●諸手当の統一や休暇の拡大·新設など、雇用形態、店舗間な どに関わらず公平感のある制度が求められていた。
- ●年末年始の勤務においては、月給制ロフト社員のみ手当があ り優遇されていたが、人員確保のため、徐々に時給制ロフト 社員の時給が上がり、月給制ロフト社員のほうが年末年始勤 務の賃金が低い状況に。
- ●同一労働同一賃金の観点から年末年始を中心に賃金改善を 求める組合員の声を受け対応を検討。

(2)経過

-2003年

組合結成

2003年10月8日にロフト労働組合結成。元々は西武百貨 店労働組合の一支局だったが、1996年に会社が独立 後、店舗・組合員の拡大に伴い労働組合も独立

-2013~2014年

組合組織拡大

会社の人事制度改編に伴い、2014年度以前入社の社員 の加盟は任意としたうえで、2014年以降に入社した社員 についてはユニオン・ショップ制に

●2018年度

バケーションサポート手当

昼食補助手当の有無が店舗間で異なっていたため廃止 し、代わりに厚生補助手当としてバケーション手当を新設 (1年以上勤務している月給制・時給制ロフト社員とパー トナー社員を対象に年1回1万円を支給)

年末年始休暇

月給制ロフト社員を対象に、従来の正月休取得期間(元 旦~1月31日)を、12月26日~翌1月31日に拡大し、「年末 年始休暇 | とする

●2019年度

ホリデーデザイン新設

休日・休暇取得を推進する施策を開始

●2020年度

正月手当

月給制ロフト社員のみ元旦の勤務に13,000円の手当支 給であったが、月給制ロフト社員・時給制ロフト社員とも に元旦~1月3日は1時間600円の手当で統一

●2021年度

年末·年始休暇新設

時給制ロフト社員とパートナー社員が希望により最大3 日間取得することができる「年末・年始休暇」を新設(月 給制ロフト社員と同じく、取得期間は12月26日~翌1月31 日)



春季生活闘争の報告をはじめとした組合 ニュースは、詳細は広報誌『はしご』、視覚的 にわかりやすくしたまとめは動画というよう に、組合ホームページを通じて組合員に共 有。更新のお知らせはLINEで通知があるか らどこにいてもすぐ知ることができるんだよ。

組合広報誌『はしご』の由来

ロフト(屋根裏)に上がるために必要不可 欠なのが「はしご」。労働組合がロフトで働 く社員にとって必要不可欠な存在となり、 広報誌を社員と組合をつなぐ「架け橋」に したいという想いから名付けられたんだよ。



【雇用形態ごとの働き方】	労働時間	業務内容	契約期間	採用方法	転勤
月給制ロフト社員	週5日、 週40時間	店舗業務(幹部)、 本社業務	無期	本社採用 店舗時給制ロフト社員から登用	○ ※転居伴う
時給制ロフト社員	週20時間以上	店舗業務	無期	パートナー社員で5年目までに 時給制ロフト社員に登用	○ ※転居伴わない ※実際はほぼない
パートナー社員	平均週3日、 週15時間	店舗業務	半年契約、 最長4年	店舗採用	×
アシスト社員 ※主に学生	平均週2~3日、 週15時間	店舗業務	半年契約	店舗採用	×

【その他制度の改善】

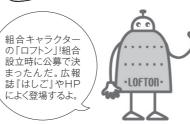
- 女性休暇: 従来の「生理休暇」から呼称を変更し、つわりなど妊娠中 の体調変化によって勤務が困難な場合も取得可能に(2016年度)
- 介護休暇の有給化: 要介護状態にある対象者一人につき、有給5日 間、無給5日間取得可能に(2017年度)
- 半日単位の年次有給休暇: 取得上限回数を半期で6回から10回に 引き上げ(2017年度)※2020年取得上限撤廃
- ストック年次有給休暇:取得事由に本人の入院を追加(2018年度)。 取得事由における「被災」の適用範囲を拡大、自然災害発生時の交通 機関使用不可を追加(2019年度)、取得事由・取得回数上限の撤廃 (2021年度)、使用用途に「本人の通院」を追加(2022年度)
- 土日祝手当: 時給制ロフト社員とパートナー社員の時間帯手当を統 、パートナー社員の手当を1時間40円から60円へ(2020年度)
- 交通費手当: 時給制ロフト社員、パートナー社員、アシスト社員(交 通費なし契約者除く)の交通費上限を撤廃し、通勤のための交通費は 公共交通機関を使用する従業員に全額支給とする(2020年度)

「ロフカフェ」とは…

組合員同士が店舗の垣根を越えて気軽に交流す るための場所だよ。現在はWEBで開催中。毎回 テーマを決めて、普段なかなか話せない店長や新 卒新入社員、子育で中の社員など当事者同士で 悩みの共有や意見交換できると好評なんだって!









設立当初からの組合口 ゴ!ロフトといえばあの 黄色だよね。会社として も、コーポレート・アイ ィティとして、印象 が良いとされる黄色を 大事にしているんだ。

年末年始の手当・休暇以外についても、様々な制 度の改善を行っているんだ。この他にも臨時的な 措置としてコロナ禍の特別年次有給休暇の創設 や、ハラスメント防止法への対応、勤務間インター バル規制導入の検討など、よりみんなが働きやす い環境をめざして取り組みを続けているよ。





組合員の声はアンケートで集約して地域 **ココ知っとこ** ブロックごとの集会で協議するんだけど、 コロナ禍で集会をWEB開催にしたところ、 なんと参加率は約98%!みんなで組合を運 営していく雰囲気が感じられるね。それに、 組合員だけでなく、一緒に働くパートナー 社員・アシスト社員からも、各店舗で組合 員が話を聞くことができる体制づくりに取 り組んでいるそうだよ。

当事者の声

組合員

●年末年始は誰もが休みたい中で働いている。どんな 等級の社員でも平等であるべきと訴えてきたことが認 められたことは本当によかった。

●組合員の声を受けての要求だったため、要求が妥結 されてよかった。社員区分間の手当や福利厚生など不 合理な差異について、今後も継続的に検証を行うつも りである。

会社

●国の政策に対しては、迅速に労使で対応していきたい。 今後も組合員の声に会社としても耳を傾け、不合理な 差異は改善していきたい。



●人員不足のため年末年始に休める 人数が限られるという課題に対して、 いかに採用を行うか、そもそも年末 年始を企業全体で休む方向にしてい くのかという2つの観点から、従業員 がしつかり休める環境を作っていく。





|新潟県立病院臨時職員労働組合

輪になって―致団結で進める処遇改善

新潟県立病院臨時職員労働組合(るうぷ)

- ●組合員数:371名 (2022年現在)
- ●オープン・ショップ制
- ●組合員範囲: 改正地方公務員法および改正地方自治法 施行(2020年4月)前に臨時職員・パート職員として任用さ れていた職員(現在は会計年度任用職員★1)

新潟県内の病院(計13カ所)

●職員数:679名 (2022年現在)

臨時職員: 199名、パート職員: 480名

※職員数はすべての会計年度任用職員の数であり、組合 員範囲外(医療クラークなど元嘱託職員)も含む

取り組み概要

(1)背景

- ●1973年、新潟県立病院臨時職員労働組合(るうぶ)結成。県 立病院の臨時・パート職員はあくまで臨時的であったが、徐々 に恒常的となり職場に欠かせない存在となってきた。病院と いう特性上、職員は、雇用形態に関係なく同じ資格を持ち同 じ仕事に従事しているが、臨時・パート職員は正規職員に比 べ賃金など処遇が低く、正規職員並に、賃金労働条件を改善 することを目的に、同じ職場の仲間である新潟県職員労働組 合(県職労)の支援を受けて立ち上げ。
- ●2012年、構成組織(自治労·県職労)加盟。県立病院の再編· 合理化が進む中で、組合員の雇用確保対策として、今まで未 加盟でも活動を共にしてきた県職労への加盟を決断。
- ●2017年、国が地方行政の重要な担い手となった臨時·非常勤 職員の適正な任用や労働条件確保、任用根拠の明確化のた め、地公法・地方自治法を改正。この法施行に向けた会計年 度任用職員制度の導入にあたり、新潟県(病院局)と交渉。
- ★1【会計年度任用職員制度の概要】
- 自治体の一般職で働く臨時非常勤職員で、一会計年度を超えない節 囲内で任用され、フルタイムとパートタイムの2種類ある。
- 賃金や休暇制度などは各自治体で異なる。特に手当の支給について は、法律上では「支給することができる」という表現に留まっており、 「支給義務がある」とは捉えていない自治体当局もある。

(2)経過

●2018年11月~

会計年度任用職員制度の議論開始

制度導入に向けて、病院局と交渉し、「これまで46年間 の交渉の積み重ねを尊重、対応を検討する」との回答を ●2019年7月~2020年2月

全体交渉(計4回)

病院局から、2018年交渉における回答を反故にする改 悪提案が出されたため、県職労と協力し、提案を押し返 し、全体交渉を実施。



全体交渉の様子

全体交渉として毎回100人を超える交渉 団で、計4回の団体交渉を重ね、処遇改善 に向けて成果を勝ち取ったよ!



一方で、契約更新の上限が設けられたか ら、雇用不安の払しょくに向けた対応を継 続しているんだ。

【処遇改善の成果】

	元の制度	病院局提案	交渉結果
勤勉手当	40⊟	0日	30日(10日分は5年間で 段階的に減額する経過措置)
通勤手当	月額	日額	月額
私傷病休暇	15日·無給	15日·無給	15日・無給のうち、ノロウ イルス・インフルエンザに 限り有給5日



新型コロナウイルスに関しては、感染時だ けでなく濃厚接触者やその疑いを含め、 すべて有給だよ!

【雇用不安の課題】

	元の制度	病院局提案	交渉結果
契約更新	6ヵ月ごと・ 更新回数 に上限な し	1年ごと・ 更新回数 は4回が上 限(以後、 公募)	公募制の撤回には至らず、 更新回数に上限が設けられ たが、病院局から「組合員 の皆さんにはこれからも引 き続きずっと力を貸してほ しい」「公募時には、経験・知 職・人事評価を最大限加味 するので自信をもって公募 に挑んでほしい」という回 答を引き出した。



制度導入後、初めて更新上限を迎えるの が2025年4月。るうぷは、希望する組合員 が確実に採用されるか注視しているよ。

●2020年4月~

会計年度任用職員制度の導入

当事者の声

●組合員みんなが一丸となったことで、期末手当の改善 など成果を獲得できたと思っている。るうぷの力・必要

- 性を改めて感じた。 ●子どもが小さいため短時間勤務している。育児だけで なく介護も、雇用形態による違いはない。正規職員と 同様の休暇制度にしてほしい。
- ●今年60歳になり、60歳到達者として働いているが、今 までと同じ仕事をして同じ時間働いているのに、賃金 が削減されるのは非常に厳しい。臨時・パート職員の 約15%(約100名)は60歳到達者だ。人手不足の状況 を改善したいのであれば、働きたいという人を大切に してほしい。

執行部

- ●会計年度任用職員制度の導入にあたり、課題は残る ものの、一致団結して交渉にあたったことで、勤勉手 当など大幅に改善することができ、るうぷの結束強化 につながったと感じている。
- ●会計年度任用職員制度だけでなく、医療再編や、60歳 到達者の処遇(職務が変わらないのに60歳に到達す ると賃金を引き下げられる)など様々な課題を抱えて いるが、今後も一致団結しながら、組合員の雇用を守 り、さらなる改善に向けて取り組んでいく。
- ●るうぷは結成から今年で50年を迎える。「るうぷ」とい う通称名は、輪になるという意味からきている。長年、 組合員みんなが輪になって一致団結し、処遇改善に向 けて取り組んできた。今後の継続性のためにも、組織 拡大や分会活動などより強化していきたい。

【医療再編や運営見直しへの対応】

(1)県央地域の医療再編

るうぶ組合員が勤務する県立病院(⑦吉田・⑧加茂)が それぞれ違う指定管理団体★2に運営されることと なったため、組合員の雇用確保·労働条件の水準確保 に向けて、2022年6月から交渉を進めている。

(2) 中山間地病院の運営見直し

県より、へき地病院(4つの県立病院:①妙高·③柿崎· ④松代·⑩津川)を地元自治体で運営するよう提言さ れている。現時点では、地元自治体の理解は得られて いないものの、各病院で働く組合員がいるため、今後 の動向を注視している。



過去にも、2001年の瀬波病院(現:⑪新発 田・⑫リウマチ)の移転、2015年の魚沼地 域の医療再編があって、その都度、るうぷ は奮闘してきたんだって!

※丸数字は右上地図と連動

- ★2【指定管理者制度の概要】
- 公の施設の管理について、それまで地方公共団体の出資 法人や公共的団体等のみが受託可能であったものが、民間 企業等も含めて指定を受けることが可能となったもの。
- 期間更新ごとに公募・選定が行われるため、施設従業員の 雇用が不安定化したり、価格競争により賃金・労働条件が 低下する原因となるなど問題がある。

【組合·各分会(病院)の体制】

	分会(病院)名	組合員数		分会(病院)名	組合員数
1	妙高	12	8	吉田	23
2	中央	55	9	がんセンター	53
3	柿崎	9	10	津川	9
4	松代	5	11)	新発田	82
(5)	十日町	40	(12)	リウマチセンター	17
6	精神医療センター	9	13)	坂町	34
7	加茂	23			



病院は新潟県内に計13カ所あって、組合員には 様々な職種(事務・技術、技能、薬剤師、栄養士・歯 科衛生士·臨床工学技士、放射線·臨床検査、看護 師、准看護師、視能訓練士)の人がいるよ。病院に よって状況も違うから、るうぷは、病院ごとに分会 を設置し、情報共有のために、本部の執行役員会 の開催にあわせて、分会の代表者を集めた代表者 会議を年4回(3ヵ月ごと)行っているんだって。

ココ知っとこ



るうぷの組合員は、地域における医療の 提供は、自分たちの最大の責務だという 強い思いを持って働いているよ。その責 任を果たすためには、生き生きと働ける 環境・働きに見合った処遇は欠かせないと、 組合員の処遇・雇用確保に取り組んでい るんだ!また、医療体制は地域住民にとっ て重要な問題だから、医療再編や運営見 直しなど様々な課題に対しても、へき地も 含めた病院機能や医療水準の維持も含 め、県に求めているんだって。



●会計年度任用職員制度·60歳到達者 の処遇に関する改善、医療再編や運 営見直しへの対応、組織強化の取り 組み

























フード連合|TaKaRa労働組合

後再雇用者の組織化・処遇改善の取り組み

TaKaRa労働組合

●組合員数:1.025名 (2023年4月現在)

一般組合員(正社員):874名、パートナー組合員A(無期契約準社 員):17名、パートナー組合員B(定年後再雇用準社員):134名

- ●組合員範囲:正社員および準社員(組合へ任意加入した定 年後再雇用者、無期雇用契約転換者)※管理職などを除く
- ●一般組合員: ユニオン·ショップ制、パートナー組合員A・ B:オープン·ショップ制

宝ホールディングス株式会社(宝酒造(株)、宝酒造インターナショナル(株))

- ●酒類製造·販売業、海外日本食材卸事業
- ●従業員数:1,572名 (2023年4月現在)

権利関係は制約なし

正社員:1,329名、準社員(有期、無期、再雇用含む) 218名、嘱託社員: 25名

組織化

取り組み概要

(1) 背暑

- ●2001年に継続再雇用制度が導入されたが、対象者は再雇用 を希望する者のうちで会社が認めた者が対象。
- ●2013年4月の高年齢者雇用安定法の改定を見据え、2012年4 月より原則、希望者全員を定年後再雇用する制度を導入。
- ●フード連合の通達「継続雇用者(再雇用者)の組織化の推進 について」を参考に、「5つの考え方」を「継続再雇用者の組 織化推進の考え方」として定義し、組織化に着手。

[5つの考え方]

- 職場内でのコミュニケーションの充実と職場の一体感の醸成
- 労働組合が提供する各種サービスの継続利用
- 再雇用制度の運用に対する意見反映
- 日常の問題解決に向けた相談窓口の明確化
- 企業内労働組合としての組織強化による安定した労使関係の維持

饥遇改善

(2)経過

121,710		72.237.1
	2012年3月	春闘にて ・継続再雇用の条件撤廃 ・賃金等処遇の拡充に向けた労使協議を要求 →原則希望者全員を再雇用する制度の導入、旧制度 の賃金水準を上回る賃金制度(区分)の新設を獲得
再雇用者の組織化に向けて、組織内で議論。	2012年4月~	
	2012年4月~ 2013年9月まで	処遇拡充等ルール整備を進めた。 →社宅入居·新幹線通勤が可能に。
支部長会議にて、組織化推進に向けての意見交換を 行った後、中央委員会にて組織化推進を決定。	2013年2月	
・改正高年齢者雇用安定法が施行(65歳までの雇用確保・改正労働契約法が施行(通算5年を超えて有期労働契		合、労働者の申込みにより、無期転換可能に)
支部オルグ、支部長懇談会、書記長会議にて組織化推進に対する支部から意見聴取を実施。	2013年4月~ 5月	Moreover
支部オルグにて、継続再雇用者の組織化に関する最終案を説明。	2013年7月	べく文配券だね (
定期大会で継続再雇用者の組織化に関する規約・規程の改定を可決。 [具体的な内容(概要)] 呼称:シニア組合員(現在:パートナー組合員B) 対象者:定年退職後、継続雇用をされた準社員 加入形態:オープン・ショップ制 権利・義務関係 ・組合費:基本給×0.7%	2013年9月	< 支部執行策所け>> 2013 年度 組合加入勧誘マニュアル 組合加入勧誘マニュアル 5013 (平成25) 年9月8日 発行

再雇用者の組織化スタート

フード連合加盟の他労組の非正規社員組 織化事例を参考にして、加入パンフレット と執行部マニュアルを作成。説明会などの 加入促進活動は各支部執行部に委ねた んだよ!加入活動は、経験の浅い組合役員 が経験を積む場にもなっているよ。

組織化

対象者27名中20名が加入。初年度の加入率は約74.1% 2014年4月 (2014年4月時点)。その後、加入率は増加し、2023年4 月時点では、対象者139名中134名が加入している(加 入率約96.4%)。

2013年10月

再雇用者へ配布した組合勧誘チラシ

処遇改善

同じ職場で個く仲間です

差別は、「あられのかめの下級」の労働性会をして「あられた 日本目的して連絡しています。」、「無事の、3、事業場 いなは、別、無難様で器(「存置」の連携、、あんなの意見を の運費です。

TaKaRa労働組合に これからも!

ご加入ください

[社員区分の見直し]

-2019年度社員区分

- 2013年及社員区刀					
	正社員				
非正規社員	常勤嘱託	無期			
	冶 新 帽式	有期			
	準社員 (再雇用者含む)	無期			
		有期			
	パートナー社員	無期			
		有期			

2020年度~社員区分 正社員 常勤嘱託 準社員 (再雇用者、今までの パートナー社員含む) 有期 パートナー社員 |廃止 |

[各種手当]

■対象を拡大するもの

い雰囲気づくりを行っている。

- ・交替手当…交替勤務に1ヵ月10日以上従事する社員に支給
- ・家族手当…税法上の扶養親族のうち、満60歳以上の直系存続ある いは満22歳未満の直系卑属を対象に支給
- ■正社員を中心とした制度で廃止するもの・福利厚生ポイント制度(カフェテリアプラン)…現行制度を廃止して、 ポイント原資を正社員を対象とした制度である退職金制度等へ振り
- リフレッシュ休暇…現行制度を廃止して、特別休暇付与についての 不利益を解消し ※5年ごとに自身の年次有給休暇で長期休暇を取れるよう、取りやす

2018年~ 2020年

無期

有期

無期

再雇用者も含めた同一労働同一賃金への対応を実施 • 社員区分の見直し

• 正社員と常勤嘱託社員·準社員の役割分担の明確化



2018年4月から、無期転換申込権を有する 有期雇用契約社員(準社員)が発生する ことになり、再雇用者も含めた同一労働 同一賃金への対応を行ったんだ(2020年4 月)。厚生労働省の同一労働同一賃金の ガイドラインを参考に、労使で専門委員会 を作って一つひとつ丁寧に処遇のあり方 を議論し、ルール整備を行ったんだよ!こ の取り組みを推進するために、2019年4月 に無期転換者の組織化も行ったよ。



2023年

春闘で、再雇用者を含めた準社員の賃金引き上げ額 が一般組合員を上回る金額で妥結。

再雇用者の組織化の際には、各支部へのオルグ、 本部主催会議での議論など、本部と支部との合意 形成を大事にしたんだ!労働組合と会社との健全な 労使関係・長年の信頼関係がベースとなり、「再雇 用者や無期契約社員の方が組合員で当たり前」と いう雰囲気が醸成されているからこそ、組織化や処 遇改善の真摯な取り組みにつながっているんだね!

ココ知っとこ



TaKaRa労働組合の皆さんは、みんな自 社のお酒が大好き!社内の飲み会ではビー ルは飲まず、自社の清酒・焼酎・缶チューハ イなどを飲んでいるんだって。自社製品に 誇りをもっていることがうかがえるね。

当事者の声

パートナー組合員B(定年後再雇用準社員)

- ●組合のおかげで賃金改善や福利厚生制度の拡充に繋 がった。
- ●組合ならではの共済制度や斡旋販売を利用出来であ りがたい。職場での悩みも組合に相談出来て安心。組 合イベントや職場懇談会に参加するようになった。
- ●社員の年齢構成の変化により、近年は定年退職後も仕 事内容・業務内容が大きく変わることがなくなってきた ため、賃金などの水準に納得出来ないという声もある。

- ●職場における準社員の構成比が高まっている。組織化 することにより、対象者の意見を聞く環境が充実し、事 業場に伝えることができるようになった。
- ●再雇用者に対しての勧誘活動が負担な面もあるが、コ ミュニケーションをとるきっかけにもなり、円滑な職場 づくり、若手執行部の育成につながっている。

- ●定年後再雇用者の加入率は約96.4% で100%に至っていない(2023年4月 時点)。引き続き、組合加入への意識 醸成をはかり、ユニオン・ショップ協定 の締結をめざしたい。
- ●労務構成上、今後、定年後再雇用者 の組合員比率がさらに高まる見通し のため(2023年4月現在約13.1%)、 定年後再雇用者のモチベーションの 維持向上をはかる必要がある。
- 定年延長(70歳までの雇用確保措置 については、2022年10月に対応済)、 高齢者雇用継続給付の段階的縮小 など、高齢者雇用に関するいわゆる 一般的な課題もある。













定期大会で可決後に作成した組合勧誘マニュアル









紙パ連合|レンゴー労働組合

定年延長への取り組み

レンゴー労働組合

●組合員数:3,519名 (2023年3月31日現在、出向含む)

正社員:3,471名、準社員(65歳定年制度導入以前に60 歳定年後の再雇用):48名※パートタイムは任意加入 ※60歳以上の割合は4.3%

- ●組合員範囲:正社員(管理職を除く)、準社員(65歳定年制度 導入以前に60歳定年後の再雇用)※パートタイムは任意加入
- ●ユニオン・ショップ制

レンゴー株式会社

- ●段ボール、段ボール箱、紙器、その他紙加工品の製造·販売
- ●板紙(段ボール原紙、白板紙、紙管原紙等)の製造·販売
- ●軟包装製品、セロファンの製造·販売
- ●重包装製品(ポリエチレン重袋、クラフト紙袋、フレキシ ブルコンテナ等)、樹脂加工品の製造・販売
- ●包装関連機械の販売
- ●各種機能材商品の製造・販売
- ●不織布、紙器機械の製造·販売、運送事業 ほか
- ●従業員数:4,252名 (2023年3月31日現在、単体)

取り組み概要

(1)背景

- ●60歳以降の雇用については、2001年に再雇用制度を導入し、 その後も法改正を先取る形で見直しを重ね、2013年には原則 として希望者全員が65歳まで働き続けられる制度としていた。 しかし、再雇用制度では、賃金減(定年前の6割程度)による モチベーション低下などの課題があった。
- ●問題意識から労使協議を重ねたが、解決策をなかなか見出せ ずにいた。会社としては労働力不足が深刻化する中での労働 力確保、組合としては厚生年金の受給年齢の引上げがある中 で年金を受給するまでの生活費の確保が重要になっていた。

(2)経過

レンゴー労働組合は1967年に結成された 歴史ある組合!1986年に「高年齢者等の雇 用の安定等に関する法律」の改正で60歳 定年が努力義務とされたけど、レンゴーで は1980年に57歳定年制と60歳までの勤務 延長、1982年に60歳定年制(段階的な引 き上げ)を導入とするなど長年に渡って法 改正に先がけて雇用を保障する取り組み を続けてきたんだよ。

-2001年4月

再雇用制度を導入

2005年4月

一定条件(健康状態、勤務、人事考課など)のもと、希望 者を65歳まで再雇用

●2008年4月

再雇用者を組織化し、「準組合員」に

●2013年4月

原則、希望者全員を65歳まで再雇用

●2017年3月

65歳定年制について2019年4月導入を目標とする

●2018年3月

会社より制度内容の骨格案が提示される(賃金、退職金

●2018年4月

臨時支部長会議を実施

●2018年5月

全国支部で組合員への説明会を開催(会社も協力)

今回のための労使合同での説明会以外に も、組合では普段から執行部が年2回全35 支部を訪問し全組合員を対象に諸課題や 取り組みを共有していて、そこでも65歳定 年制導入に対する意見を確認したんだっ て。普段の取り組みとしては他にも毎年秋 頃に各支部を通じてアンケートを実施して いて、その時々の気になることを全組合 員対象に聞いているんだそう。



●2018年6月

組合の全国会議の中で、会社提案内容をベースに協議 を進めていくことを確認

●2018年7月

組合員を対象とした対話集会で再度説明し、質問・意見 について最終確認を実施

●2018年8月

中央定期大会で、大枠について異論がないことを確認 し、「2019年4月より、定年を65歳到達の月末とすること」 に合意することを組織決定し、その労使協定を締結

●2019年4月

65歳定年制を導入

●2020年4月

再雇用者本人が希望し、会社が提示する労働条件に同 意すれば、最長70歳まで働き続けることができる65歳以 降の継続雇用制度を新設

●2023年4月

65歳定年到達者についても、本人が希望し、会社が提示 する労働条件に同意すれば、最長で70歳まで働き続け ることができる継続雇用制度を整備

(-9.

組合機関紙『RUマガジン RENGO WORKERS UNION MAGAZINE』の発行は冊子形式で年2 回。様々な研修会のレポートなど取り組み報告の ほか、こだわりの一品やペット自慢など組合員の個 性溢れる記事が紹介されているんだ。



組合機関誌『RUマガジン RENGO WORKERS UNION MAGAZINE』(初春第57号·表紙)



60歳までの賃金カーブはこれまでと同様とし、 60歳以降も発揮能力に応じて昇給していくと いった画期的な内容なんだ!

ココ知っとこ



制度化に至るまでの過程では、組合員から、 「制度については異論はないが65歳まで働け るのか、体力面や職場環境に不安がある」と いった意見が多く寄せられたり、コストアップ となることでの業績への不安もあったんだそ う。そういった声を受け止め、労使で「生涯現 役」のスローガンを掲げ、機運を高めていくた めの取り組みを行ったんだ。取り組み内容は、 ①57~59歳を対象に労使共催で研修会を実 施、②65歳定年をテーマにポスターコンクー ルを実施、③会社の生産部門責任者を招き、 設備・環境面の改善について組合の各支部安 全担当と意見交換を行う研修会を実施、の3 つだよ。特に①の研修会では、健康な食事や 生活についての講義や1級ラジオ体操指導士 を講師に招いたラジオ体操を行い、参加者か らはとても好評だったんだ!



組合機関誌『RUマガジン RENGO WORKERS UNION MAGAZINE』(初春第57号)

体力面に不安があるなどで、短時間勤務を希 望する人には、条件の合う職場があれば、短 時間・週3日などのパートタイム勤務での雇用 延長も可能なんだって!

今後の 課題



●今後は高齢者だけでなく、性別・年齢・国籍・障がいの有無などを問わず多様な人材が安全・安心に働き、さら に活躍することができる職場環境づくりに労使でともに取り組んでいく。

~ J







電機連合|富士電機労働組合

章がい者雇用への主体的・積極的な取り組み

富士電機労働組合

- ●組合員数:10.681名 (2023年6月1日現在)
- ●組合員範囲:正社員(管理職以外)
- ●ユニオン·ショップ制

富士電機グループ(富士電機労働組合 対象会社)

- ●富士電機株式会社 〈共通会社〉富士オフィス&ライフサービス(株)、富士電 機ITセンター(株)、富士電機フィアス(株)、(株)富士一 級建築士事務所、(株)富士電機フロンティア
- ●エネルギー、産業、輸送その他社会インフラに関する各 種機器、システムおよび半導体デバイス、感光体、自動 販売機の開発、製造、販売、サービスならびにこれらに関 するソリューションの提供
- ●従業員数:27,123名 (2023年4月1日現在、連結)

株式会社富士電機フロンティア(富士電機(株)特例子会社)

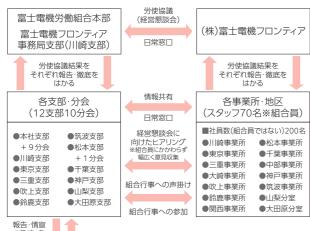
- ●製造業務支援、事務補助業務、清掃業務、その他業務支援
- ●従業員数:270名 (2023年4月現在)

意見要望

委員会·職場

社員(知的障がい者※非組合員):200名、スタッフ(指 導員など※組合員):70名

【富士電機労働組合と(株)富士電機フロンティアの関係図】



取り組み概要

(1) 背暑

- ●障がい者の自立支援に向けて社会貢献を果たそうという思 いから労使が協力・推進して、株式会社富士電機フロンティ アを設立。その経緯から、障がい者である社員は組合員では ないが、その動向を組合として注視、支援を行っている。
- ●設立時、事業所は川崎のみでスタッフ5名、社員10名。現在は 12事業所2分室・従業員数計270名まで規模が拡大(2023年4 月現在)。
- ●2003年より継続的に富士電機労働組合、株式会社富士電機 フロンティア、富士電機株式会社で労使意見交換会(経営懇 談会および経営協議会)を開催。

【障がい者雇用の概要】

厚生労働省の障がい者雇用状況に関する調査(2022年)によれば、民間企業に雇用 されている障がい者の数は、約61万3千人(前年比2.7%増)、実雇用率は2.25%(前年 比0.05%増)と増加。

-方で、「障害者雇用促進法(★1)」が定める「法定雇用率(★2)」は2.3%であるな か、「法定雇用率」を達成している企業の割合は48.3% (前年比1.3%増)と、いまだ半数以下となっている。今後、法定雇用率は2024年4月から2.5%、2026年7月から2.7%と 段階的に引き上げられる予定になっている。

★1「障害者雇用促進法」

障がい者の雇用促進をはかるため、事業主の義務などを規定した法律。2022年 に改正され、障がい者の能力開発やキャリア支援の強化、障がい特性に配慮した 働き方の推進などが盛り込まれ、労働組合は、障がい者雇用の質の向上に資す る取り組みが求められている。

★2「法定雇用率

障害者雇用促進法において、事業主は法で定められている雇用割合以上の障が い者を雇用しなければならないと定められている。

障がい者の雇用の促進及び安定をはかるため、事業主が障がい者の雇用に特別の配

●1994年

株式会社富士電機フロンティアが設立

神奈川県では電機連合神奈川地協が社 会福祉法人電機神奈川福祉センターを設 立するなど、障がい者雇用の取り組みが 盛ん!その発端は、1970年ごろ、「知的に障 がいのある自身の子どもの将来が心配 | という、富士電機労働組合の組合員から の相談だったのだそう。その相談がきっか けで障がい(児)者問題に労働組合として 何ができるか議論を始め、労使で協力し て会社を設立したんだって!

-2003年

労使意見交換会を実施

富士電機株式会社が持株会社制(商号変更「富士電機 ホールディングス株式会社」)に移行することに伴い、組 合も再編成され、「富士電機eサポート労働組合」の一 員に。会社の状況や課題を正しく把握するための労使会 議の実施に向け、富士電機フロンティアと他社との合同 で労使意見交換会を開始。

-2005年

親会社も含めた3者での労使協議「経営懇談会」を開始

当時は事業所ごとに正社員やアルバイトな ど雇用形態にばらつきがあり、法定雇用率も 法定雇用率1.8%(当時)に対し1.48%と下 回っていたんだ。組合も最初何を確認して何 に取り組んでいくか手探り状態だったものの、 法定雇用率への取り組みはもちろん、労働 環境や労働条件をどう整備していくかに焦 点をあてて労使で話し合いを行ったそうだよ。



-2008年

法定雇用率1.8%(当時)を達成



目標より1年早く達成することができたん

-2011年

「富士電機ホールディングス株式会社」と「富士電機シ ステムズ株式会社」の統合に伴い、組合組織を統合し 「富士電機労働組合」に



統合後は、富士電機労働組合が「富士電機eサ ポート労働組合」の各種活動を引き継いだんだよ。

社員の方は毎日体操を行っているんだよ。継続的 な運動の機会を作ることで、体力・健康を維持し、 定年まで働けるようにアシストしているんだって。 また、社員とスタッフで毎日ノート交換を行い、体 調の記載はもちろん、日々の振り返りなどに対し、 スタッフがコメントを記入。コミュニケーションツー ルとしても役立っているんだ!

当事者の声

●社員の方は組合員ではないが、組合のイベント等にも 参加してくれているので、身近に感じている。組合イ ベントの中で交流があるので、仕事の際にも声をかけ やすい。助けてもらっていることも多く、今やなくては ならない存在だ。

●社員の皆さん誰もが活き活きと働ける環境を整備す ることが経営の安定に必要不可欠。存在や取り組みを 全社にアピールすることも労使の重要な役割である。 労働組合としては組合員に対し「障がい者雇用の大 切さ」「富士電機フロンティア」を理解してもらい、社 会貢献や取り組みを紹介することで社内理解を深め、 共に働く仲間として知ってもらうため、機関紙等を通 じて紹介も行っている。

●社員の方の「職業人としての自立」「社会人としての 自立」を目標としている。障がい者社員の活躍は、グ ループに貢献している。社員が取り組める作業の切り 出し(職域開拓)と安定して長く働き続けるための施 策を考えて取り組んでいきたい。

【事業所数の推移】

2001年	2拠点(東京事務所設立)		
2005年	3拠点(三重事務所 設立)		
2007年	4拠点(吹上事務所 設立)		
2012年	6拠点(大崎事務所、関西事務所 設立)		
2013年	8拠点(鈴鹿事務所、松本事務所 設立)		
2017年	8拠点1分室(松本事務所 山梨分室 設立)		
2018年	10拠点1分室(千葉事務所、中部事務所 設立)		
2019年	10拠点2分室(吹上事業所 大田原分室 設立)		
2020年	11拠点2分室(神戸事業所 設立)		
2022年	12拠点2分室(筑波事務所 設立)		
	事務所を増やす中で、社員の方の 仕事も増えてきたよ!モノづくりもお 手の物!経験を積んだ社員では、指 導員の方よりも早く部品の組み立 て作業ができることもあるんだって。		

【障がい者雇用率の推移】



【社員の主な業務】

メール、製本印刷、清掃、現地安全備品配送、フォークリフト運転、 タービンプレード刻印作業、給茶·コーヒーサーバー保守·事務補助・ リサイクルセンター・製造支援、研修所支援(食堂、客室)、資料管 理、自動販売機部品組立、ゴミ分別作業、電機部品組立他、捺印・部 品袋詰め作業・組立作業、複写印刷、清掃緑化、クリーニング、配布 封入、モールド変圧器部品製作、検収作業、倉庫管理、製造支援、



一人ひとりの能力を見極めて、適した仕事を任 せているよ。例えば、ねじを10個集める仕事の 場合、社員が10まで数を数えられないときは、 ココ知っとこ 重さでカウントしてねじを集めるなど工夫して 仕事を作り出しているんだ。仕事をできるよう にするために、何をすればよいかを考えている んだよ。そのほか、安全・品質・正確・納期を守る ための改善活動も使う道具やエリアを色分け たりと社員が考えて、実施しているんだって。

> ミスを恐れず教育に時間をかけることで、 最終的には、社員の方だけで作業を進め ることができるようになるんだ。



- ●ともに働く従業員の理解と協力を得 るための取り組み
- ●法定雇用率が上がる中で、どのように障が い者を雇用するための職域を広げていくか
- ●事業所が拡大する中で、組合としての チェック機能をどのように果たしていくか
- ■障がい者がいない職場含め、障がい 者雇用の取り組みの周知方法
- 健常者と障がい者の交流



NPOとの連携で外国人労働者を組織化

取り組み概要

(1) 背暑

- ●ベトナム人労働者の支援は、「日越ともいき支援会(以下、支援会)」を通じて実施。 支援会に入ってくる労働相談に連合東京が連携して対応。
- ●連携のきっかけは、2020年6~7月に実施した「連合東京・今だからこそ、助け愛の セーフティネットを広げよう」と銘打ったカンパ活動。コロナ禍で、活動が出来なく なっていたフードバンクや子ども食堂の運営団体への支援を連合東京が決定、支援 先を模索。検討の結果、ベトナム人の生活支援を行っていた支援会との連携を決定。
- ●カンパ活動で支援した後も、支援会との連携は続き、ベトナム人から支援会に寄せ られる相談のうち、労働問題は連合東京で対応。最近では、労働問題に関する相 談が最も多く、シェルター運営から労働相談の対応に活動の主軸を移してきている。

【日越ともいき支援会】

2013年に活動開始、2014年からは来日が増えるベトナム人の命と権利を守る ための活動を展開。2023年東京都よりNPO法人認可。在日ベトナム人の日常 相談のほか、住居の確保、帰国出来ない若者達の保護、労使交渉など、幅広く 活動を展開。コロナ禍の前は、ベトナム人への食糧支援を中心に、企業からの 寄付によるフードバンク的な事業、寺院との連携、家を失った人の支援などを していた。その寺院と連合東京の距離が近く、連合東京の申し出により支援会 との連携開始

(2)組織化・支援の事例

- ●事例1:愛媛県のベトナム人技能実習生の組織化
- 2022年8月、愛媛県西予市の縫製工場で働く技能実習生11名が、支援会に、長時 間労働、未払賃金に関して相談。同年9月、支援会は労働基準監督署に通告。
- 実習生は2018年~19年に来日、婦人服などを製造する工場でミシン作業に従事。 契約では午前8時から午後5時まで(休憩80分)の労働時間のはずが、実際は午前 6時から午後7時半まで、休憩時間も30分のみ。月の残業時間は320時間におよび、 賃金も時給にして350円から400円程度の支給。計画通りの実習もなし。
- 外国人技能実習機構の調査により、当該企業は労働基準監督署に対して虚偽の 報告をしていたことが判明。最終的には2,700万円の未払賃金が発覚。
- 2022年11月16日、支援会と連合東京は記者会見を実施。違法行為を訴えるととも に、未払賃金の支払いを求めることを公表。同時に支援会がクラウドファンディン グ「賃金2700万円不払い問題:外国人技能実習生11人の生活を守る支援を」を 開始(年末には目標額達成)。
- 当該企業は、当初未払賃金を払うと言っていたが、破産宣告も示唆。
- 2022年12月18日、団体交渉による対応が必要と 判断し、「連合ユニオン東京・ともいきユニオン (以下、ユニオン)」を結成。団体交渉を通じて未 払賃金の請求とともに、労働条件の改善に向けた 取り組みを進めることを確認。



ともいきフニオン結成大会の様子

- 2023年2月27日、入国管理局は当該企業の技能実習生受入に関する認定を取り消し。
- 違法行為を続けていた工場に製造を委託していた衣料品大手企業から、企業コ

ンプライアンスの観点から500万円の生活支援が支援会に送られた。この支援は、 構成組織から単組を通じて会社に協力を申し入れて実現。

• 現在、技能実習生は岐阜にある縫製工場で就労。また、結成以降、ユニオンには 現在20名以上が加盟。

> ユニオンは支援会の施設の中に拠点を構えているよ。施設には シェルターもあって、解雇された人などが転籍支援中に過ごす んだって。解雇や転職となっても、在留資格の関係で資格変更 手続きに2~3ヵ月は必要なので支援会と連携し、ユニオンは会 社側との交渉を主に担当。

支援会には、毎月800件ほどの相談がSNSで寄せられるよ。妊 娠などで解雇になった、職場でのトラブルで強制帰国させられ そうといった緊急性が高いものはユニオンが連合東京とすぐに 連携して対応しているよ。



- ●事例2: 千葉県の技術者として働くベトナム人の賃金問題
- ベトナムにある現地法人採用で、技術者として「企業内転勤」の在留資格で来日。
- 賃金支払い額がベトナムで仕事をしていた時の額と同じであり、おかしいと思っ て自身で労働基準監督署に相談したが、言葉の問題でたらいまわし。
- その後、支援会に相談が入り、連合東京に連携、UAゼンセン★とも連携し解決。



他にも、ユニオンの交渉で解雇を撤回したり、転籍先が見つか るまでの生活支援金を監理団体が払うよう合意に漕ぎ着けたり したケースもあるんだって。

(3)特記事項

- ●言葉の問題で、ベトナム人労働者を支援するにあたっては支援会との連携は不可 欠。一方で、職場の問題は、支援会も連合東京の支援が必要。互いの連携が重要。
- ●もともとはフードバンクを支援する取り組みから支援会と連合東京がつながり、ユ ニオンの結成につながった。支援会の吉水代表は、組合交渉には参加することは あるが、組合の執行役員にはなっていない。役割を明確に分けることで、各々が出 来ることを効果的に進めている。
- ●外国人だけで結成された労働組合は大変珍しく、このネットワークを活用すること でベトナム人労働者が直面するトラブルを迅速に解決していく方針をユニオンは 掲げている。
- ■現在、ユニオンの組合員は全国にいる。ベトナム本国でも、この組合結成がニュー
- ●一昨年から連合東京は、支援会を「愛のカンパ地域助成」で支援、そのカンパ金 は教材費やボランティアの人件費などの日本語教育支援活動に活用

■ユニオン(グエン・バン・バオ副執行委員長):多くのベトナム人が、言葉に苦労し、 支援してくれる人もいない。そういった仲間たちが日本で問題に直面した時に、自 分たちの権利について知ることができる有益な情報を発信していきたい。

今後の 課題

- ●技能実習制度に代わる新しい制度に向けて
- 1. SNSなどを活用して電話番号を持っていない外国人労働者でも繋がる相談窓口のシステム化、専門部門の構築
- 2.施行される新制度では、転籍の規制が緩和される可能性がある。労働組合が連携し外国人労働者が安心して働ける環境作りと、就労継続支援のシステム構築が必要。
- 3. 外国人労働者の転籍は日本人以上に時間がかかる。自由に働ける労働環境構築の一環として、最低限の居住先を確保、支援が必要。

外国人労働者



フェアワーク推進センター

ドトナム人向けの労働相談を展開、地域との連携が必須!

取り組み概要

(1) 背몸

- ●2008年7月頃、地域の他団体から中国人労働者の労働相談の 要請を受け対応。以降、地域ユニオン外国人部会担当として その時の相談者に役員に加わってもらい、外国人労働者向け の相談を他団体と連携して行ってきた。
- ●数年前、ベトナム人技能実習生からの労働相談が地域ユニオ ン外国人部会に、地域団体、弁護士、OTITなどと連携して事 案の解決をはかった過去があった。
- ●この事案や年々増加する県内で働く外国人労働者数を踏ま え、外国人労働者向け労働相談対応の強化が必要という判 断に至ったが、言葉の問題、一時保護対応、法的対応、行政 との連携など、同時に多くの課題も明らかになった。

[外国人労働者の現状]

2022年10月末現在、新潟県在住のベトナム人労働 者は3.286人、全外国人の30.7%を占めているよ。 全国に見られる傾向と同様に、不払い賃金や長時 間労働、ハラスメントで失踪する外国人のケース が相次いでいるんだって。



(2) 具体的な取り組み

- ●新潟県内在住の外国人労働者で、近年急増しているベトナ ム人労働者からの相談対応に絞り、体制を整備。
- ●外国人相談者を中心に、もともと地域でそれぞれの分野で活 動をしていた団体がゆるくつながり協力していく関係体制を 構築して、通訳、一時保護、生活支援については地元の NPO、労働問題や法対応には弁護士と連携。
- ●連携団体や相談者からの聞き取り情報をもとに、相談窓口開 設のPR方法を協議。受付はGoogleフォームを用いた専用窓 口を設置、PRはFacebook上で行ったほか、利用頻度の高い 商業施設周辺でベトナム語による街宣を実施。街宣用音源・街 宣車専用の看板は、通訳対応で連携する団体に依頼しベトナ ム語で作成(街宣車の既存の看板と適宜差し替えて対応)。
- ●相談受付フォームを作成し、2023年2月1日から、相談対応を 開始。記者レクも行いPR。取り組み周知のため、2月26日、利 用頻度の高い商業施設周辺でも宣伝。

[相談件数と概要]

これまでの相談件数は7件、うち2件が未払賃金の労働相談で、 1件は返信反応がなく、もう1件は解決に向け協議中。その他5件 は生活相談。



街官車を使ってアピール

D

外国人労働者は自国で使っていたスマホで、フ リーのWi-Fiにアクセスしてやり取りしていること から、通信手段としてはSNS (Facebook)の利用 が最も多いんだって。フリーダイヤルの電話を開設 しても、SIMカードがないから通話出来ないんだね。



(3)特記事項

●今回初めて、連合新潟フェアワーク推進センターとして外国人を対 象とした専用の労働相談窓口を設けた。相談は専用フォームから受 け付けしており、日本語、ベトナム語いずれも対応できるものとした。







●相談窓口の開設を広く知ってもらうため、労働相談に特化せ ず、生活相談も含めた幅広い相談に対応できるよう、相談 フォームも労働相談以外にも対応できるものとした。



職場の悩み以外にも 生活や在留資格に関わる ことを聞けるように工夫。

- ●表現や言い回しに違和感がないよう、文章の翻訳をお願いす るのではなく、通訳対応団体に文章作成から協力いただいた。
- ●県外在住外国人労働者からの相談時は、UAゼンセン★と連携。
- ●相談内容は、通訳対応団体が一度確認した上で、労働相談 は連合新潟が面談、あるいはメールで対応。原則無料、弁護 士ら専門家の介入が必要な場合は有料。

(4) 当事者の声

●連合新潟: 普段はゆるくて構わないので、つながりを保ち、い ざという時は迅速に連携・対応ができることが必要だ。

課題

- ●相談窓口の周知活動がさらに必要。
- ●他団体とのつながりを継続するため、意見交換会などの実施を事案がない場合でも定期的に設けることが 必要(現在不定期には実施している)。
- ●連合新潟では、地域ユニオンの定期大会に来賓として招待するか検討中。
- ★『2020-21職場から始めよう運動取り組み事例集』(P28「UAゼンセン 外国人労働者支援に向けた新体制スタート!」)参照。

















電力総連|九州電力総連

九州の電力関連産業で働く人が個人加盟できるユニオンの設立

取り組み概要

(1) 背暑

- ●九州電力総連の組織化専門チームは九州の電力関連産業で働く少数 の労働者に対して組織化のアプローチを行っていたが、「組合の必要 性を感じない、よく分からない」「お世話役のリーダーになりたくない」 「経営者が理解してくれるか心配」など、一向に組織化が進まなかった。
- ●当事者の権利を守り不利益がないようにするため個人や団 体で加入できるユニオンの設立に踏み切った。

(2)経過・概要

- ●2007年6月、九州電力総連の定期大会にて「九州電力総連ユ ニオンの立ち上げ・運営」を決定。同年8月、「九州電力総連 ユニオン(以下、ユニオン)」の設立・加盟を確認。
- ●組合結成をめざす労働者の受け皿として設立したため、設立 時点の組合員はゼロ。設立後から組織化のアプローチを開始。
- ●電力総連内では関東電力総連ユニオン(2006年)、中国地方電力 総連ユニオン(2011年)、東北電力総連ユニオン(2022年)も誕生。

<活動内容>

- 労働組合づくりのサポート
- 電力総連の「共済制度」への加入
- 労働組合を作った後のサポート

<ユニオンの支援により結成した組合>

(1)NEECO労働組合

- 2009年10月 西日本環境エネルギー(株)の 従業員1名がユニオンに加盟。 以後、少人数ずつ加盟。
- 2011年11月 組合員13名で「NEECO労働 組合」を結成。
- ※2014年7月事業統合により、全 員「九電みらいエナジー」へ転 籍。NEECO労働組合は2014年 6月に解散したが、同時に「九電 みらいエナジー労組」を設立し、 九州電力総連に加盟した。

こんにちは 九州電力総直ユニオン です 個人・団体加盟ができます 007年8月私たちは 「九州電力報連ユニオン」 を結成しました。 「労働総合」は要法第28条によって守られている船庫です。 総合づくりなどを妨害しようとすれば、誰であっても「不当労働 行為」(法律連奨)となり走す。

九州電力総連ユニオンの

(2) 九電ビジネスフロント労働組合

• 2009年10月

(株) 九電ビジネスフロントの企業内労働組合の設立をめざ し、同従業員14名がユニオンに加盟。

- 2014年11月
- 電力総連オルガナイザー研修参加
- 2015年3月
- 連合本部と連携の上、面談を実施し、組合結成をサポート。
- 2015年6月
- 組合員15名で結成。

工夫や苦労した点

- ■ユニオンのパンフレットを作成し、関連企業の経営側への理解活動に活用。 経営側にも理解をいただいた上で、従業員代表へのアプローチを行った。
- ●労働組合づくりのサポートとして、規約の整備等に関する情報提供や助 言、財政的支援(交付金、一定期間電力総連会費の一部免除)を実施。ま た、結成直後は(3年間を目安)、特に密に連携しながら、サポートしている。
- ●ユニオンの設立により、一人ずつ加入して、ある程度の規模に なったら組織化に向けて具体的に動くということが可能となった。 一方で、具体的な組織化がなかなか進まなかったケース(九電ビ ジネスフロント労働組合)では、連合本部とも連携し、改めて労 働組合自体の良さをしつかりと伝えるなど後押しを行った。

当事者の声

九電ビジネスフロント労働組合執行委員長(結成当時の従業員代表)

- ●ユニオン事務局がスケジュールや議案書作り・当日の進め方な ど、組合結成後も労働協約の締結に関することなど、様々な疑 問や質問にも迅速に対応してくれたことで、スムーズに組合結 成をすることができた。手厚いサポートをいただき助かった。
- ●組合結成前にユニオンの担当者から電力総連のオルガ ナイザー研修への参加を勧めていただき、全国の仲間 から話を伺えたことも組合結成への大きな力となった。

立ち上げ時のユニオン執行委員長

- ●ユニオンはきっかけづくり。ユニオンを通じて2つの労 働組合が結成に至ったことは、功を奏したと言える。
- ●今後もユニオンを継続して、ひとりふたり急がずあせ らずお世話活動をやってほしい。

2単組の組織化に携わったユニオン執行委員長

- ●組織化にあたっては、経営者にも労働組合の必要性を理 解いただくとともに、組合員となる対象者には労働組合の 良さをじつくり伝えながら、労使双方の理解のもと進めた。
- ●九州電力株式会社のグループ・関連企業の立場では伝えづ らい課題について、労働組合として九州電力株式会社へ課 題提起できることもユニオンへの加入メリットのひとつ。
- ●今後も、組織結成のひとつの手段(受け皿)として、ユ ニオンを活用してほしい。

ユニオンから誕生した2つの労働組合の結成までの 期間はそれぞれ2年と6年。ユニオンの存在があった からこそ、じつくり安心して結成準備を行うことがで きたんだね。結成後のサポート体制も充実!結成2年 後に会社統合が起こったケース (NEECO労働組 合)では、統合先の会社の経営側に対し、組合設立 についての理解活動を行うとともに、統合に伴い組 合員の労働条件の低下を招かないよう尽力したよ。



J.

向けて

●近年は、ユニオンに加盟せずに組合結成に至ったケースもあるが、ユニオンはあくまで組合結成に至るまで の選択肢としてのひとつで、受け皿があるということが重要である。組織化にあたっては、ユニオンに加盟す る·加盟しないに関わらず、九州電力総連として今後も組合づくりのサポートを行っていきたい。

キラリ取り組み事例



リド理会

みんなで経営を支え、組合員を守る「ふれあいキャンペーン」の実施

取り組み概要

(1) 背몸

- ■JR産業は基幹事業である鉄道事業と駅ビル・不動産、飲食・ 物販、ホテル等の関連事業が相乗効果を発揮し、成長を遂げ てきたが、コロナ禍で鉄道利用者が激減し、関連事業も大幅 な減収。JR産業は未曾有の経営危機に直面。
- ●すべての仲間が一丸となって困難を克服し、将来に希望が持 てる産業を創出するため、側面支援の取り組みを検討(2020 年9月より実施)。

(2) 経過・概要

- ●加盟するグループ労組(89単組・約3万人)のうち、宿泊業や 小売業で働く組合員から「売り上げが厳しい」「商品の在庫 に悩んでいる」などの声が多く届いた。
- ●各職場で奮闘するすべての仲間に想いを馳せ、①加盟単組 の企業が運営する施設・店舗の利用促進、②加盟単組の企業 が取り扱う商品の販売促進などの取り組みを展開。
- ●その取り組みの中で、宿泊業や小売業を営むグループ労組を 対象に「ふれあいキャンペーン~全国の仲間を応援しよう~」 を実施。
- ※JR連合にはJR7単組とグループ89単組の組合員約8万5千 人が加盟。



機関紙の加盟単組紹介コーナー

工夫や苦労した点

- ●JR連合ホームページにキャンペーンの特設ページを新設し、 加盟単組の企業が運営する施設や店舗を紹介。組合員への 周知と利用促進をはかった。
- ●JR連合が毎月発行する機関紙に、グループ労組を中心に加 盟単組の紹介コーナーを新設し、グループ労組の取り組み紹 介のほか、運営する施設や店舗、取扱商品の紹介など様々な 視点から情報発信に努めた。
- ●JR連合や加盟単組が主催する会議や懇親会などの会場とし て、加盟単組のホテルや店舗を積極的に活用した。
- ●ホームページ掲載にあたって見やすさ・分かりやすさを考慮 した。タイムリーな情報提供には、各施設・店舗のリンクを貼 付け対応した。
- ●商品の販売促進に向け、会議で参加者へのチラシ配布や販 売イベントの企画などを行った。
- ●一人ひとりの組合員レベルで、より積極的な利用促進をはか るための仕組みづくり(インセンティブ設定など)が難しく、現 在も取り組みの途上にある。

当事者の声

支援先のホテルや店舗

- ●ふれあいキャンペーンに特化した商品設定や企画な どを通じて、やりがいのある仕事ができた。
- ●在庫商品などの積極的な購入により、フードロスの削 減にも大きく貢献できた。

- ●支援先のホテルや店舗の組合員から、多くの御礼・感 謝の言葉・メッセージが届いた。
- ●組合員などから問い合わせもあったので、ホームペー ジや機関紙での情報発信により、組合員の関心を引く ことができたと受け止めている。
- ●労働組合の本質でもある互助の精神を、組合員が再 認識できる良い機会になったのではないかと感じる。

過去にも、JR連合の加盟組合が主体となって取り 組んだ支援があったよ。2013年に日韓関係が悪化 したことで、JR九州高速船(株)が運営する高速 船ビートルの乗客数が激減した際、JR九州労組が 支援ツアーを実施!多くの組合員や友誼団体、連合 福岡の関係者が参加し、経営を支え、組合員の雇 用を守ったよ!



労働組合が会社の経営を支える取り組みがいつまでも必要となる社会・経済状況を好ましいとは思わないが、 「ふれあいキャンペーン」に関しては、その目的・趣旨を踏まえ、中長期で持続可能な仕組みを検討・構築し、 今後も継続的に取り組んでいきたい。

向けて



0.

全日本海真組合

沿員をめざす若者にエール!労働組合初の奨学金制度

取り組み概要

(1) 背暑

- ●2007~08年にかけて外航日本人船員の計画的増加要請、内 航船員の将来的な不足予測、水産業界での漁業就業者の高 齢化・後継者不足などの要因から、船員の育成・確保に向けた 取り組みの必要性を認識。
- ●船員をめざして全国の船員養成施設に入学しても、授業料を 払えないなどの家庭の経済的理由で、学業を断念せざるを得 ない学生・生徒が一定程度いることを踏まえ、労働組合として、 学業に専念できる環境整備に向け、奨学金制度の創設を検討。

- ●現状把握のため、全国船員養成機関を対象に、卒業後船員 をめざす学科·コースの入学者数、船員就職者数などを本部 と各支部で調査。
- ●労働組合が自ら取り組む奨学金制度について、法的な制約や 問題点の有無など、関係省庁や機関へのヒアリングなどを通 じて確認。いくつかの留意点はあるものの、労働組合が奨学 金制度を創設することに問題はないと判断した。
- ●その調査結果や判断をもとに、各種機関会議を経て、2009年 11月の第70回定期全国大会で、2010年4月からの実施を決定。 「奨学金制度検討ワーキンググループ」を立ち上げ、制度全 般の取りまとめを行った。
- ●その後、組織内の各機関決定を経て、労働組合初の奨学金 制度創設となった。
- ●責任ある制度運営を第一としたうえで、各方面からの要望に 合わせ、2016年度から貸与金額の選択肢(種別2)を増やし、 貸与途中でも金額の変更ができるようにするなど、必要に応 じて制度内容の検証・改定を行っている。



取り組んでいく。

向けて

工夫や苦労した点

- ●奨学金の申請・貸与を学校経由で行い、学校にも一定の役割 と協力を仰ぐことで、手続き書類関係をできるだけ簡素化。
- ●卒業後、海員組合の組合員となった場合は、納入する組合費 を奨学金返還の一部として充当する「返還特別猶予」により、 納入組合費をもって奨学金返還とみなす仕組みを設計。
- ●組合本部の総務局内に「奨学金制度運営管理部」を設置し、 奨学金にかかわる各種書類手続き、個人情報管理、金銭出 納を一元管理。
- ●奨学金返還にあたり、長期間の乗船や送金忘れによる滞納 を防止するため「ゆうちょ銀行自動払込」を導入。

奨学金制度の概要

対 象	全国の船員養成機関に在籍する学生・生徒
申請方法	学校を経由して学校長の推薦を得る
定員	対象校の各学年の15%以内(その数が4人に満
	たない場合は4人)を基本。
貸与月額	10,000円(種別1)または16,000円(種別2)
貸与方法	年4回(各3ヵ月分)を各校が開設する口座に一
	括して振込。学校から各奨学生に貸与。
返還方法	船員となり、海員組合の組合員となる場合→返
	還特別猶予
	陸上に就職する場合→卒業(修了)後、半年経
	過後から定期的に返還
資 金 面	組合員の貴重な組合費を原資とする制度であ
	り、制度運営の必要資金を予算化し、全国大会
	の承認のもと、共済給付会計を経て雇用安定・
	教育基金会計へ分配されている。

奨学金制度は、2010年の創設から13年間で1,523 名が利用。1,382名の卒業生は、上級船員養成機 関に進学した者192名、外航・水産・内航各社や海 上自衛隊、海上保安庁、水産庁取締船などの船員 1,085名、造船業、港湾荷役・運送業などの陸上職 105名などで、海に関わる仕事で大活躍中なんだ! 労働組合が奨学金制度で船員をめざす若者の夢 を応援することで、日本海運・水産産業の人員不足 解消·持続的発展に寄与し、将来的な組合員の雇 用安定にもつながっているんだね。

●船員をめざしながら経済的問題を抱える学生・生徒の一助となるべく、今後も奨学金の円滑な運営に向けて

●卒業後に船員となれるよう職域開拓を行うべく、海運·水産の経営者には積極的な後継者確保(採用)を求め ていきたい。

- 5

キラリ取り組み事例



建合大阪

はたらく障がい者なんでも相談キャンペーン」の実施

取り組み概要

(1) 背暑

●2016年4月に障害者差別解消法および改正障害者雇用促進 法が施行され、事業主に相談窓口の設置などの体制整備が 求められたことを踏まえ、関係法令への対応状況と相談内容 から現場の実態を把握するための取り組みを検討。

(2) 経過・概要

- ●「NPO法人 大阪障害者雇用支援ネットワーク」(現在は認 定NPO法人)と連携し、2016年の障害者雇用支援月間であ る9月に「はたらく障がい者なんでも相談キャンペーン」(2日 間)を展開(以降も毎年実施)。
- ●対象者:はたらく障がい者および働く意欲のある障がい者 とその家族、障がい者を雇用する事業主など
- ●対応者: 大阪障害者雇用支援ネットワークや障がい者支 援関連の専門弁護十、連合大阪(計4~5人、うち連合大阪 1~2人)
- ※各団体の専門分野で知識を持つ方々がいるため、ほとんど のケースで行政の制度利用のアドバイスや、職場での問題解 決策についても適切な助言が可能。

<相談内容例>

発達障がいに関する助成金、メンタル不調による将来の生計不 安、中途障がいによる職場復帰、職場でのコミュニケーション、 障がい者手帳取得について(当事者の家族からの相談)、就職 支援や利用者獲得の方法(就労移行支援事業所の責任者から の相談)

工夫や苦労した点

- ●周知活動として、「連合大阪の日」(毎月5日周辺)の街頭行 動や、地域・地区協議会の協力を得た大阪府域での街宣ア ピールとともに、キャンペーンチラシを配布(1万5千部)。
- ●一般の街宣行動と違い、障がいのある当事者やその家族に 周知しにくい。大阪障害者雇用支援ネットワークが連携する 訓練所や支援団体へも周知を行うものの、テレビなどの報道 がない年の相談件数は少数にとどまっている傾向。
- ※相談件数:2016年13件、2017年14件、2018年30件、2019年9件、 2020年1件、2021年3件、2022年5件
- ●2022年は初めてインターネット広告も実施(配信数は66,448、 クリック数470)。2023年以降は相談が必要なタイミングに相 談ができるように実施形態を見直す予定。





インターネット広告バナー

相談の様子(2022年9月)

当事者の声

- ●いろいろと話を聞いていただけてありがたい。
- ●障害者就業・生活支援センターに相談したものの、期 待する回答がなかったため相談キャンペーンを利用
- ●相談キャンペーンをきっかけに、障がい者の就労や 雇用支援の活動を行っている団体ともつながること ができた。

相談対応者

- ●働く中で困ったこと、不安なことを、どこに相談してい いか悩んでいる方が多い。
- ●当事者の立場を考えながら責任のある回答をしていき たいと思う。この取り組みを続けることでノウハウの 蓄積もできると思う。
- ●今後もさまざまな問題を相談者の立場にたって一緒に 考え、解決策を探していきたい。

- ●大阪府は、企業の障がい者雇用率が全国平均を下 回っている状況。連合大阪としても、障がい者雇用の 課題を相談内容から把握することができ、政策要請な どにも活かすことができる。
- ●連合大阪に加盟する労働組合でも、障がいのある人 とともに働くことに対する意識をもっていただき、誰も が働きやすい職場づくりにつなげるきっかけになれば と考えている。

大阪障害者雇用支援ネットワークは、障がい者の 雇用就業分野に関する様々な団体の集合体。連合 大阪·企業·福祉·行政が一緒になり、「大阪を障が い者雇用日本一のまちに!」を標榜して1996年に立 ち上げたんだよ。相談事業のほか、地域の障がい がある人に対して就労の機会を拡大する事業を 行っているんだ。連合大阪が設立・運営に大きく関 わったから、設立当初は連合大阪の会議室を事務 所として提供していたそう。長年、連合大阪が各 団体と連携し、障がい者雇用に取り組んでいるか らこそ、このキャンペーンにつながったんだね。



- 相談件数が減少傾向にあるのは、障がい者雇用に問題がなくなっているのではなく、通年で電話相談を行っ ていないため、相談したいタイミングに対応ができていないことが原因と考えている。
- ●2017年からは、大阪障害者雇用支援ネットワークが独自に相談事業をスタートしているため、本キャンペーン はその相談事業と連携した形で実施する予定だが、その周知を含め、今後も取り組みを継続していく。
- ※「障がい者雇用の概要」についてはP20参照。





















シナルキャラ「テルオニオン」で認知度アップ!

取り組み概要

(1) 背暑

●連合兵庫の認知度アップを目的に、連合兵庫のオリジナル キャラを作成することを決定。

(2) 経過・概要

- ●連合兵庫ホームページをリニューアルする2019年10月にあ わせ、同年5月から取り組みをスタート。
- ●オリジナルキャラは親しみのあるデザインで、相談内容の具 体例を分かりやすく表現することに重点を置き、広告会社と 連携し作成。
- ●完成したオリジナルキャラ「テルオニオン」を活用した労働相 談に関する漫画も作成。ホームページなどに掲載し、継続的 に更新を行っている。

工夫や苦労した点

- ●漫画に取り上げるテーマは労働相談で多く寄せられる相談内 容をメインに選定。「重すぎない、暗すぎない、親しみやすい内 容を真剣に伝える」を意識し、テーマ選定の話し合いを重ねた。
- ●読み手がホームページ画面をスクロールせずスムーズに漫画 を読めるよう、掲載方法を工夫し、BGM付のコマ送りの動画を 作成。ホームページだけでなく、2023年4月から連合兵庫の YouTubeチャンネルでも漫画動画の公開をスタート。現在は3 話まで公開中(2023年6月)。今後も順次公開を行っていく予定。
- ●連合兵庫の加盟組織から「テルオニオンを使用したい」とい う問い合わせが多くあったため、加盟組織については、漫画 含め自由に使用可能とし、より活用しやすい素材とした。



向けて

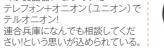




神戸地協の街歩き謎解きイベント

連合兵庫公式キャラクター「テルオニオン」

徴:耳が受話器になっている 名前の由来:テレフォン+オニオン(ユニオン)で テルオニオン 連合兵庫になんでも相談してくだ





【これまで公開した漫画のテーマ】

第1話「有給休暇」(2019年10月)

第2話「パワハラ」(2020年1月)

第3話「残業」(2020年3月)

第4話「解雇」(2020年8月)

第5話「最低賃金」(2020年9月)

第6話「労働組合」(2021年2月)

第7話「新型コロナウイルス労働相談」(2021年9月)

第8話「男性の育児休業」(2022年6月)

特別編「労働組合と政治活動」(2023年3月)

当事者の声

●労働相談の流れが漫画になっていて、とても分かりや すかった。相談へのイメージが湧いた。

組合役員

●労働組合を身近に感じられる漫画であったため、連合 兵庫に許可を取り、新入組合員研修時にマンガを活 用して説明を行った。新入組合員にも好評。



担当者

●広告代理店の専門家と連携し、認知度アップのために この取り組みを進めてきた。複数の加盟組合から、漫 画を活用したいと問い合わせがあったこともあり、手 ごたえを感じている。

「テルオニオン」は連合兵庫のホームページ以外 でも大活躍中!連合兵庫の様々な冊子、イベント、 InstagramなどのSNS、各地協ののぼりなどで活 用されているよ。神戸地協では、「テルオニオン」 をメインキャラにした組合員親睦のための街歩き 謎解きイベントも開催したんだとか。地協も含めた オール連合兵庫で「テルオニオン」を活用し、労働 組合や連合兵庫の認知度アップに向けて取り組ん でいることが分かるね。



労働相談漫画

●漫画の作成にあたっては、これまで労働相談で多く寄せられる内容をテーマに取り上げてきたが、労働組合自体のことや労働 組合の取り組み、複雑な制度の紹介など、テーマの幅を広げ始めている。今後は春闘や無期転換ルールなどのテーマも検討中。

●親しみやすいキャラクター「テルオニオン」を活用し、より多くの人に、労働組合の取り組みや働く上でのルールを伝えていきた (,)

連合本部の取り組み



アワーク推進センターの取り組み

「労働相談」に関する取り組み

<相談対応>

LINE

2022年10月25~26日

あなたの賃金大丈夫?~2022年度地域別最低賃金が改定されました~

2022年12月8~9日

STOP!長時間労働~あなたの働き方は大丈夫?~

2023年2月21~22日

~STOP雇用不安!みんなの力で職場を改善しませんか~・連合緊急アクション「くらしをまもり、未来をつくる。」~労働相談で、変えよう。あしたを。~

2023年3月10日

~あなたの残業時間大丈夫?確認しよう36協定~・連合緊急アクション「くらしをまもり、未来をつくる。」~労働相談で、変えよう。あしたを。~ 2023年3月13~18日

組合づくり相談会「組合づくりで、変えよう。明日を。~安心して働き続けるために、みんなで力を合わせ、職場を改善~」

2023年6月7~8日

女性のための労働相談ホットライン~職場で悩むあなたを応援(サポート)します~

2023年6月20~21日

外国人労働者のみなさん!仕事で困っていたら、連絡ください

2023年8月23~24日

夏休み特別労働相談~職場で悩む若者をサポートします~我慢しないでLINEしよう!

東京レインボープライド2023

「東京レインボープライド」は、性的指向・性自認 (SOGI) にかかわらず、差別や偏見がなく、各個人が幸せを追求できる社会の実現を めざすイベント。会場内に、労働相談ブースを出展し、性の多様性に関する労働相談を実施した。

■実施

2023年4月22~23日

<対応強化>

労働相談Q&A

■発行 2023年2月 (第26版)



新型コロナウイルスに 関する労働相談Q&A

■HP掲載

2020年3月~ 2023年5月(適宜更新)

各種相談窓口• 支援制度一覧

■HP掲載

2020年12月~ (適宜更新)







人材派遣事業団体との共同宣言

人材派遣事業団体(日本BPO協会・日本人材派遣協会)と加盟各社、連合と構成組織(単組)が各々の立場で取り組む課題と今後の 協議体制などについて共同宣言を確認した。

宝施

日本BPO協会:2023年3月15日 日本人材派遣協会:2023年3月23日

「若年層」に関する取り組み

学生を対象とした労働に関 する調査

■内容

学生の労働に対する意識や 実態を把握するため実施した。

■ 対象

学生(高校生、高専生、大学 生、専門学校生、短大生、大 学院生)の男女 1.000名

2022年10月31日~11月1 日/2023年1月公表

ワークルール啓発冊子 「働くみんなにスターターBOOK」

若年層が手に取りやす く、読みやすいテイスト で作成したワークルー ル啓発冊子を法改正等 に伴い改訂した。

■対象

学生・新社会人など若年層

発行

2022年12月(第8版)

動画配信「Work Rule Rap」

ワークルール周知 の取り組みの一環と Nork Rule して「働くみんなに スターターBOOK」



の動画版を製作し、連合チャンネル (YouTube)で配信を行った。

■対象

高校生や大学生などの若者

配信

2023年4月





















「セミナー・情報共有」に関する取り組み

「職場から始めよう運動」取り組み事例シンポジウム

「職場から始めよう運動」の強化·推進につなげることを目的 に、組合づくり・組合加入の事例に焦点をあて開催。首藤若 菜立教大学教授から基調講演「労働組合の役割を問う」およ び、「説得、納得、広げる組合づくり」をテーマに、日本年金 機構職員労働組合 契約職員部会(自治労)、YEM労働組合 (電機連合)、De-self労働組合 都市環境エンジニアリング 支部(情報労連)の3組織から報告を受けた。

2022年9月14日

~日本で働く外国人労働者のいま~ 外国人労働者の課題への対応に向けた学習会

外国人労働者が抱える課題解決に向けた労働組合の相 談体制の強化・充実やネットワーク構築を目的に、笠間由 美子行政書士・神奈川県行政書士会国際部副部長から講 演「外国人労働者との共生社会の実現に向けて」およ び、取り組み事例として、UAゼンセン、JLEF財団 (Japan Leading Edge Foundation)とそれぞれの対応 について報告を受けた。

■実施

2022年9月29日

労働相談情報共有会

■内容

連合労働相談機能の強化・充実をはかるとともに、労働相談内容の傾向を連合の政策・運動に活かすため、連合に寄せられる労働相 談の情報共有を目的に毎月実施。労働相談情報共有会と合わせて適宜学習会を実施した。

2022年9月~2023年8月(第9回~第20回)

回数	日にち	主な内容
第9回	2022年 9月13日	1.労働相談(8月分)の集計報告·事例の紹介など 2.「労働相談からの組織化について」(講師:松永茂樹 連合組織拡大局中央オルガナイザー)
第10回	10月18日	1.労働相談(9月分)の集計報告·事例の紹介など 2.「年次有給休暇について」(対応者:鈴木敦夫 連合フェアワーク推進センター次長)
第11回	11月22日	1.12月全国一斉集中労働相談ホットライン事前学習会(講師:秦一郎 弁護士) 2.労働相談(10月分)の集計報告・事例の紹介など
第12回	12月13日	1.労働相談(11月分)の集計報告·事例の紹介など 2.グループディスカッション
第13回	2023年 1月17日	1.2月全国一斉集中労働相談ホットライン事前学習会(講師:木下哲郎 弁護士) 2.労働相談(12月分)の集計報告・事例の紹介など)
第14回	2月14日	1. 「総合労働相談コーナーについて」(講師:早船正人 厚生労働省雇用環境·均等局総務課労働紛争処理業務室業務指導係長) 2. 労働相談 (1月分) の集計報告·事例の紹介など
第15回	3月14日	1.労働相談(2月分)の集計報告·事例の紹介など 2.「公務労働をめぐる諸課題」(講師:太田真一 連合本部中央労働相談員)
第16回	4月11日	1. 「労働組合役員としてSOGI (LGBTQ+)を知る、考える、行動する」 (講師:神谷悠一 LGBT法連合会事務局長) 2. 労働相談 (3月分)の集計報告・事例の紹介など
第17回	5月16日	1.6月全国一斉集中労働相談ホットライン事前学習会 (講師:本間邦弘 特定社会保険労務士) 2.労働相談(4月分)の集計報告・事例の紹介など
第18回	6月13日	1.労働相談(5月分)の集計報告·事例の紹介など 2.グループディスカッション
第19回	7月18日	1.「電機連合の安全衛生、メンタルヘルスに関する取り組みについて」(講師:大崎真 電機連合中央執行委員) 2.労働相談(6月分)の集計報告・事例の紹介など
第20回	8月22日	1.労働相談(7月分)の集計報告·事例の紹介など 2.「中小企業における労働相談からの組織化」(講師:奥山義彦 連合中小・地域支援局長)

労働相談ウォッチ

連合の労働相談機能強化に向けて、連合に寄せられた労働相談を「ウォッチ」し、傾向や課題、労働相談への対応を共有することを目 的に毎月発行。「労働相談情報共有会」でも活用した。

■発行

2022年9月~2023年8月(第9号~第20号)





2023春季生活闘争および通年(2022年9月~)における

「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直しと -平等・多様性の推進に向けた具体的な取り組み内容

1. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し/ワークルールの取り組み

(1)長時間労働の是正に向けた取り組み

参考資料

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
①36協定の点検や見直し		
2024年の時間外上限規制に向けて、職場の実態 にみあった締結時間の引き下げを支部で協議する。	継続協議	継続協議
時間外労働が協定内となるよう人員配置を見直 し、特別条項も年間最大480時間、月80時間まで とする。	要求通り。	妥結
働き方改革関連法などの法令遵守を徹底したうえで、働き方と休み方(36協定遵守、労働時間管理の徹底、臨時出勤・残業の削減、年次有給休暇の取得促進など)の充実と向上をめざし労使委員会で協議をはかること。	働き方改革関連法を勘案した年次有給休暇の取得促進、労働時間管理などに関する労使委員会のさらなる充実については、これまで以上の取組みを進めるために、労使一体となり対策についての協議を今後も継続する。	継続協議
36協定特別条項時間削減	一部地区年間480時間→460時間、月間75時間 →70時間	妥結
年間総労働時間協定は、営業日数の変動にあわせ た時間数以下で締結する。	安心して働き続けることができる職場環境を構築する 観点から、2023春季生活闘争に関連して、協定の協 議は春季生活闘争の妥結後まで留保して対応した。締 結した協定内容は、左記に沿った内容となっている。	妥結
特別条項の対象業務を削減する。	安心して働き続けることができる職場環境を構築する 観点から、2023春季生活闘争に関連して、協定の協 議は春季生活闘争の妥結後まで留保して対応した。締 結した協定内容は、左記に沿った内容となっている。	前進あり
改正労基法にもとづく36協定をふまえ、超過勤務縮減のための体制の確立と、実行ある超過勤務縮減対策の実施	特定の部署や職員に長時間にわたる超過勤務が常態化することのないよう、業務配分の調整などに努める。	交渉中
各事業場と事業場当局が3月末を目途に36協定 を締結する。	1日6時間、1ヵ月45時間、1年360時間として各事業場で締結する。各事業場での協定締結の漏れがないか確認を行う。	確認済
特例条項に該当する事例が発生しないよう、業務 体制の改善	2020年度、2021年度、2022年度は発生なし。(以前 は数件発生)	前進あり
②時間外・休日割増率引き上げの取り組み		
月間、年間、休日労働の割増率の改定を要求	時間外労働が月60時間を超えた場合の割増率を 75%に	妥結
超勤単価の引き上げ	割増賃金の1時間あたりの単価の改訂(135/100→ 136/100)	妥結
時間外・休日割増率引き上げ	60時間超30%→50%(2組合)、深夜25%⇒30%(1 組合)	妥結
超過勤務手当の支給割合を引き上げること	他社の動向を注視し適切に対応	交渉中
深夜業手当の割増率引き上げについて	改定内容(割増率):算定基礎額×0.30×深夜労働時間数	回答あり

参考資料	
考資料	
了資料	
보선	
	~
	981

- C

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
1ヵ月あたり45時間を超え60時間以内の超過勤務に対する割増率については、他社の実態をふまえた引き上げを行うこと。	諸手当については、他社の状況、実態などをふまえ、必要となる検討を行ってまいりたい。	継続審議
③年次有給休暇の取得促進に向けた取り組み		
有給休暇取得促進およびワークライフバランス改善のため、7連続休暇取得率の向上を要求	全員の年2回の7連続休暇取得に向け取り組む。	前進あり
年次有給休暇計画取得を、現在の6日から付与日数の半分の日数に拡大することを要求	要求通り	妥結
時間単位年休の対象範囲の拡大および条件の改 善	フレックスタイム制度非対象者へも拡大する。 半日年休との併用時、休憩時間に接続する1時間につ いても使用可能とする。	妥結
新入社員、中途採用社員に対する年次有給休暇の 初年度付与日数の拡大	要求通り	妥結
有給休暇の取得について、バックアップ体制を構築し、取得促進をはかることを要求	バックアップ体制を作成・共有し、その後にアンケート を実施して足りない部分を委員会で話し合い、実施す る。	妥結
半日年休取得上限の撤廃	半日年休の上限取得回数の撤廃を要求し、要求通り の回答	妥結
年次有給休暇の新規付与日数増加ならびに取得 推進策の要求	年次有給休暇の新規付与日数増加を行う。 年次有給休暇の取得推進策として、以下の取り組みを 行う。 (1)事業所(本社を除く)単位の一斉年休について、設 定上限日数を3日から5日に変更する。 (2)労使懇談会の中で、年休取得にかかる職場環境な どの課題の有無を確認する。課題が確認された場 合には、労使で協議をして改善策を検討し、対策を 講じる。 (3)評価シートで設定した3日間の年休取得予定日に ついて、10n1の場を活用して上司部下間で取得 状況を確認することを促す。	妥結
有給休暇日数の改善(26日)	20日を21日に改善	妥結·継続協議
年休取得促進	年8日取得に向け環境整備	妥結
年休取得促進	年休取得日の賃金計算方法の見直し	妥結
年次有給休暇の取得促進の観点から、半日・時間 単位利用の制度拡充	半日年休の利用制限の上限撤廃 時間単位年休の上限2日(8時間)→5日(40時間)	妥結
年次有給休暇の連続取得の規則化	年次有給休暇の連続3日間取得を規則化する。	妥結
時間単位年休制度の導入	労使で議論し結論を出していくことで合意	継続協議
計画有給休暇 年6日	要求通り	妥結
積立有給休暇制度の改定	3年間の繰越の時効撤廃	妥結
時間単位有給取得制度の導入	要求通り	妥結
有給休暇を取りやすくしてほしい	注力して取り組み、理由確認しないなど対応に配慮	妥結
年間総労働時間協定の算出にあたっては、年休取 得10日以上の設定をめざして締結する。	組織全体の働きやすい職場環境づくりの取り組みとして、労働対策活動の観点から取り組みを展開し、全単 組で対応した。	前進あり
年次有給休暇の完全取得を促進すること	取得しやすい職場環境作りに努める。	交渉中

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
より有給休暇を取得しやすい職場環境の構築。特にゴールデンウイーク、シルバーウイーク、 年末年始などの長期休暇を当たり前のように 取得できる職場風土と業務体制の構築。	別途、労使協議会・専門委員会で優先事項から協議していく。	継続協議
有給休暇の完全取得をめざし、執行部に対し、各 部署の取得率を四半期ごとに開示することを要求 する。	継続して可能な範囲でデータを開示することとする。	回答あり
季節休暇日数を4日に拡充年次有給休暇を20日取得できる環境を中期的にめざす	季節休暇を1日増加し4日とする。年次有給休暇を20日取得できる環境を中期的にめざしていく。	前進あり
年間休日の完全取得および有給休暇付与日数の完全取得を推進できるよう努力すること。また新たな社内規定を設け、最低10日の取得を義務とし管理職目標に加えることで促進をはかる。	特段の社内規程の変更は行わないが年次有給休暇取 得を促進する。	前進あり
保存有給休暇制度の見直し(年次有給休暇が失効 した1年分→40日)	継続協議	継続協議
2時間単位有給休暇制度の新設	継続協議	継続協議
半日有給休暇の取得回数上限撤廃	要求通り	妥結
年5日の年次有給休暇の確実な取得の確認を行う。	計画的な年次有給休暇の取得に向けた取り組みを行い、全職員が年5日取得していることを確認。	確認済
④インターバル制度の導入、および導入済制度の向	上に向けた取り組み	
勤務間インターバル規制(11時間)の導入を要求 する	2022年度の状況をふまえ、2023年度は勤務間インターバルを1時間延長して、10時間で締結する。	妥結
インターバル制度の導入	就業規則に記載はないものの、すでに9時間の勤務間 インターバル制度と同様の運用をしており、今後も継 続する。	妥結
勤務間インターバルについて	深夜時間帯におよぶ24時間交替制勤務での心身への負担を鑑み、適切な休息時間を確保する観点から、生産体制への影響や変則勤務部門における勤務管理体制をふまえつつ、以下の項目について、2023年度中に現協定の整理および必要に応じた見直しを検討していく。 ①単休時の勤務間インターバル ②イレギュラーなどによる特別条項適用後の勤務の取り扱い ③勤務間インターバル手当の支給基準	前進あり
⑤事業場外みなし労働者、管理監督者も含めたすべ	ての労働者の労働時間管理・適正把握の取り組み	
時間外労働60時間超割増、働き方改革関連法、改 正改善基準告示により、時間外労働が削減される 中で、賃金低下とならない措置	アプリ導入などの施策に加え、需要変化に応じた勤務割などを検討	妥結
(1)ワーク・ライフ・バランスを確保するため、年間総労働時間1,800時間体制の確立と、ライフステージに応じ、社会的要請に応える休暇・休業制度の改善・拡充などを実現すること。 (2)超過勤務縮減に向け、使用者の責務として取り組み状況を把握し必要な措置を講じるとともに、真に実効性のある超過勤務の縮減策を直ちに実行すること。	超過勤務縮減のため、ルーティン業務の廃止・効率化・デジタル化やテレワークで完結できる業務フローの構築、マネジメント改革のための取り組みなど、各種の取り組みを行っている。また、勤務時間の状況の客観的把握については、地方支分部局などでも業務に応じた勤務形態の多様性に配慮しつつ、最も効果的な客観把握を計画的に導入することとしている。今後とも、超過勤務の縮減に取り組んでまいりたい。	継続審議

FE.

9

Q

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
日常的な職員とのコミュニケーションを通じて、管理職が業務分担や業務の進捗状況を的確に把握し、特定の職員に負担が生じないよう適切に指導すること。	 電子決済およびオンライン手続など、デジタルトランスフォーメーションを強力に推進するとともに、業務分担・帳票類のあり方などの見直しによる業務の効率化・合理化を進める。 管理職が職員とのコミュニケーションをはかり、特定の職員に過度な負担がかかることのないよう、業務分担の見直しおよび業務の平準化に努める。 	継続協議
⑥労働安全委員会の設置など労働安全衛生法令に基	基づく職場の点検、改善の取り組み	
制服のスラックスの見直し	年内に実施する。	妥結
業務用ネクタイの支給	通年ノーネクタイでの勤務を認める。	妥結
営業所内の除雪体制の改善	除雪車の購入を検討	継続協議
被服費として月額1500円の支給	現物を支給(支給する内容は継続協議)	継続協議
クールビズへの対応(ノーネクタイ化とワイシャツ 支給)	今年からクールビズを採用。シャツ2枚支給	妥結
制服改善	制服を動きやすい素材に変更し、全社員に貸与する。	妥結
福利厚生の拡充	営業所に社員が使用できるWi-Fiの設置	妥結
⑦その他、長時間労働の是正・過労死ゼロに関する取	り組み	
総労働時間の短縮と生活時間の充実	業務効率化の推進 勤務間インターバル制度の導入 管理職に対する残業時間改善に向けた指導の実施 所属事情に応じた休暇取得日の設定 所属内における休暇取得予定の共有化推進	妥結
所定内労働時間の短縮	23時間短縮(2,012→1,989)	妥結
年末最終日の4時間削減	労使で議論し結論を出していくことで合意	継続協議
年間労働時間2時間削減	2024年から1916時間に変更する。	妥結
休日出勤を含む超過勤務時間を45時間以内/月 に収まるよう改善を求める	必要な対応策を検討する。	妥結
年間総労働時間の固定化	前向きに検討する。	継続協議
長時間労働の是正 一部の従業員に業務が集中しないよう業務量の 棚卸しや人員体制の見直し	健康上リスクの高い長時間労働者の労働時間削減活 動実施を事業部に要請	妥結
利益目標達成時、年間休日1日増 2023年度 121日→122日、2024年度 123日	2023年度1日増121日→122日 2024年度については、利益目標達成で123日とする	妥結
休日出勤における振替休日·代休·休日出勤手当 の運用ガイドライン策定に向けた労委協議会(継 続)	運用ガイド明文化	妥結
年間休日1日増	2024年度より、年間休日1日増122日→123日(8: 00時短)	妥結
1日の就業時間 7時間55分→8時間 年間休日 3日増 119日→122日	要求通り	妥結
1日の労働時間を10分延長して休日数を118日 から123日に	要求通り(来期開始をめざし協議)	妥結
脳ドックへの補助	一定割合を補助	妥結

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
健康診断時の検査項目追加(2022秋闘で要求)	腫瘍マーカー(前立腺・大腸・胃・肺・卵巣がん、子宮内膜症)などの検査項目を追加する(2023春闘で回答、妥結)	妥結
人間ドック費用の半額補助	人間ドック受診時に1万円の補助金支給	妥結
コロナ禍で実施したリフレッシュ休暇制度の延長	取得条件を変更した上で2024年3月末まで1年延長	妥結
年間休日の増加	年間休日を88日から105日に増やす	妥結
夏季特別休暇の付与を3日以上とし、夏季に休暇が取りやすい環境づくりをすること。	業務過多の課題について労使で状況を共有し、業務 削減に向けた施策を議論した。	前進あり
年末休の増日	継続協議	継続協議
リフレッシュ休暇の対象拡充(勤続10年を経た社 員に特休3日)	リフレッシュ休暇の対象拡充(勤続10年を経た社員に 奨励金3万円。また希望者は連続して有休3日を取得 することができる)	妥結
総労働時間の短縮化(休憩時間の延長or土曜出 勤の削減)	継続協議	継続協議
リフレッシュ休暇に勤続10年を追加	要求通り	妥結
新型コロナウイルス感染症、大規模な自然災害への対応などもふまえた適切な人員を確保すること。	これまでテレワークや時差通勤の活用により、感染拡大防止に向けた取り組みを依頼してきたところ。テレワークや時差通勤の活用などは「柔軟な働き方」の観点からも引き続き重要であり、関係機関と連携しながら、適切に対応してまいりたい。	継続審議
業務の簡素・効率化、役割分担や要員配置の見直し、時間外労働における事前命令の徹底、厳格な勤務時間管理体制の確立など、実効ある時間外労働の縮減策を講じること。	時間外労働の事前命令の徹底をはじめ、日常の業務管理を通じた的確な指示・指導の実施により、不要不急な時間外労働の防止や、やむを得ず命ずる場合でも必要最小限にとどめるよう努めてきた。	継続協議
協定の内容に沿っているにも関わらず、実際の時間通りに申請できないのは不当であり、今後は実態に即した超勤時間の申請を認めること	組合からの申し入れを受け、実態を精査するとともに、 運用に齟齬があれば正すこととする。	前進あり

(2)すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
①正社員への転換ルールの整備と運用状況点検		
フレックス社員店長の正社員登用を要求	フレックス社員店長の登用で合意	妥結
嘱託の社員登用について条件の緩和を要求する。	嘱託の社員登用について50歳以下かつ勤続年数3年 以上に条件の緩和をする。	妥結
正社員化への取り組み	無期労働契約への転換後は正社員とする制度を求め る。	各労使で交渉
正社員となる条件としての年齢制限の撤廃	正社員登用制限年齢を撤廃し、採用時56歳以上で 来年度初59歳以下のシニアスタッフ社員にも摘要 する。	妥結
正社員登用に関する規定の作成	社員登用については、対象者に対して登用試験の案内 を実施する。	妥結
正社員と大きく変わらない働き方にある月給制契約社員および時給制契約社員(フルタイム勤務)で正社員として働くことを希望する者を正社員に登用すること。	経営状況をふまえ、事業の持続性を確保するため、新規採用・正社員登用・コース転換などを適切に実施していく、との考えを示させた。	妥結

P

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況	
パートナー職員および賃金職員の労働条件の設定に際しては、事前に労働組合と協議すること。また、当該職種の現行賃金および必要な諸手当などの労働条件など、さらなる待遇改善を検討すること。加えて、パートナー職員の人材確保や士気向上をはかるため、正規職員化などについて検討すること	社会情勢や財源の制約などをふまえながら、労働条件などの見直しが必要なものについては引き続き検討してまいりたい。	引き続き要求	
②無期労働契約への転換促進および無期転換ルール回避目的の雇い止め防止と当該労働者への周知徹底			
雇用期間が3年超の嘱託等職員に対し、無期雇用 への転換権を付与	春季生活闘争の要求課題として掲げ、1単組で実現した。	妥結	
改正労働契約法の趣旨をふまえ無期労働契約に 転換すること。また、無期転換申込権を行使してい ない契約職員が希望する場合は、継続雇用とする こと。	法の趣旨をふまえ、申込みのあった者ついては、平成 31年4月より随時無期雇用に転換してきている。また、無期転換申込権を行使していない職員の継続雇 用については適切に対応する。	継続協議	

(3) 職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
①同一労働同一賃金の実現に向けた労働条件の点格		
傷病積立有給休暇のパートタイマー適用を要求 する	要求通りとする。初年度は積立上限を10日とし、最大 20日間積立てられる制度とする。	妥結
エリア限定社員の退職金導入を要求	ポイント制退職金制度を導入し、年間40ポイント付与 することを合意	妥結
全従業員に対し育児手当(扶養している戸籍上の 実子)を社員同様に適用するよう要求	社会保険加入者で社員同様に子を扶養している者に 支給することを合意	妥結
人間ドックの受診対象者拡大	受診対象拡大に向けて検討していく。	前進あり
配偶者出産休暇の取り扱いを全雇用区分同一と することを要求	全雇用区分で特別休暇(有給)とする。	妥結
嘱託・再雇用者の永年勤続表彰規程の見直し	正社員の半額→正社員と同様の扱いとする。	妥結
パート・有期・派遣労働者の処遇改善	厚生労働省「同一労働同一賃金ガイドライン」を活用し 基本給・一時金などの処遇についての点検に努め、不 合理となる相違が生じないよう取り組む。	一部組合で合意
育児・介護休業の取得を正社員と同様の制度とする取り組み	無期契約嘱託社員・無期契約パートタイマーを対象と した育児介護関連制度が正社員と概ね同等の内容に 拡充された。	妥結
正社員とエキスパート社員の賃金格差改善(年収ベースでの格差改善)	労使協議会設置	妥結
全従業員対象の企業内最低賃金を地賃または産 別最賃から一律増額(一律50円増)	要求通り	妥結
<非正規>平均3.0%の賃金改善	平均5.0%の賃金改善	妥結
<非正規>時給50円増	要求通り	妥結
正社員と契約社員の均等待遇をはかるため賃金 改定	時給の改定実施(定期改定に加え平均5.0%の改定)	妥結
<契約社員>時給:平均30円増	時給の改定実施(定期改定に加え平均5.0%の改定)	妥結
すべての働くものの立場に立った「働き方」の見直 しについての協議	協議を行う	妥結

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
<エキスパート・有期・再雇用>基本給の3%賃金 改善	平均5.0%の賃金改善	妥結
<エキスパート・再雇用>1.0%の賃金改善	平均5.0%の賃金改善	妥結
<エキスパート・契約>4.0%相当の昇給	平均5.0%の賃金改善	妥結
<再雇用>3.0%の賃金改善	平均5.0%の賃金改善	妥結
<エキスパート>賃上げ:定期昇給分+3%	平均5.0%の賃上げ	妥結
<契約社員・パート>組合員と同様の引き上げ	賃金改定実施	妥結
<パート>地域最賃+20%を下限とする	地域最賃+20%を下回る者は+5%を上乗せする。	妥結
<契約社員>現行単価に4%相当(70円)を上乗せ	要求通り	妥結
「働き方検討委員会」を設置し、雇用形態にかかわらず正社員と同一の賃金の実現	「同一労働・同一賃金」を実現するため、「働き方検討委員会」を設置し協議する。	妥結
有期雇用労働者に対する私傷病欠勤・休職制度に ついて、正職員と同一制度の適用を実現	春季生活闘争の要求課題として掲げ、1単組で実現した。	妥結
退職金制度の改善	春季生活闘争の要求課題として積立額の引き上げな どを要求し、2単組で改善が実現した。	妥結
常勤職員との均等待遇の原則にもとづき待遇改善をはかること(休暇制度の有給化含む)	同一労働・同一賃金や常勤職員との均衡を確保する 観点から、引き続き必要な検討を行う。	交渉中
契約社員の連続特別休暇付与日数を5日間とする。	要求通りとする。	妥結
嘱託·契約社員の賃金引き上げ	基本給3,000円引き上げ(1単組)、時給30円引き上げ (1単組)、現行通り(3単組)	妥結
短時間労働者への手当、休暇などの改善	進捗なし	継続協議
手当、休暇制度の改善	一時金の支給日数改善。育児・介護休業制度の改善	前進あり

(4)60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
①60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み		
65歳への定年延長を要求	現行60歳から65歳へ定年延長を合意(5組合)	妥結
定年年齢を60歳から65歳に引き上げる。退職金は60歳時点での金額を下回らないことを前提に、退職時までの制度を設計する。65歳以降は契約社員またはパートナー社員として、70歳まで雇用上限を延長する。さらにはシニアパートナー社員(週20時間、半年契約)として、75歳までの雇用を確保する。	要求通り妥結	妥結
65歳定年制度の導入	定年年齢を65歳とする。	妥結
賃金改善成果の再雇用者への反映	再雇用者へも組合員に準じて賃金改善を行う。	妥結
高年齢者の働き方を今後に向けて会社と協議	65歳から70歳までの雇用制度を設けた。本制度の運用を通じて引き続き検討をしていく。	妥結
65歳までの定年延長の確立と労働諸条件の改善	すべての組合で65歳までの定年延長にむけて春闘交 渉時を中心に推進に取り組む。	一部組合で合意

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
65歳までの定年延長の確立と労働諸条件の改善	65歳までの賃金設計について労使で協議	各労使で交渉
65歳までの定年延長の確立と労働諸条件の改善	正規社員との不合理な処遇格差とならないよう取り組む。	一部組合で合意
定年退職年齢を65歳に引き上げ	社員の定年延長については考えていないが、シニアスタッフの上限年齢については70歳に達する日の属する月の末日まで延長する。	継続協議
昇給対象者の拡大	50歳→65歳	妥結
退職金の拡充	60歳以降も65歳まで積み増し	妥結
定年の年齢引き上げについて協議を開始すること	定年の年齢引き上げについては労働条件面の整備も 含め、労使にて協議を行う。	妥結
シニア社員の嘱託給下限額の引き上げ	シニア社員(月給型)について、2023年度の契約更新時に、一律2,000円の特別昇給を実施する。	妥結
60歳以降の高齢者再雇用制度の充実をはかるため、労使委員会で協議すること。	協議を今後も継続して実施し、労使で共有をはかりながら対応する。	継続協議
55歳一時定年制の撤廃、65歳までの定年延長	交渉中	交渉中
定年退職者再雇用制度の一部改訂	シニア社員1年目の賃金算式の改定	妥結
定年の延長	60歳定年を65歳に延長し、かつ65歳まで定昇継続。 70歳までの雇用延長。	妥結
定年の延長	63歳定年を65歳に延長し、70歳までの継続雇用	妥結
(経営提案で)65歳定年延長について	定年期間延長について、給与水準80%→100%に改善、再雇用期間63→65歳に改善。	妥結
定年再雇用嘱託職員に対する年間一時金の制度 化	春季生活闘争の要求課題として掲げ、1単組で制度化 を実現し、1単組で慰労金が支給されることとなった。	妥結
段階的定年引き上げについて、着実かつ確実な早 期実施をはかること	定年の段階的引き上げについては、令和5年4月から施行予定。 役職定年職員やこれ以外の職員の職務については令和5年度中に具体化をはかる。	交渉中
60歳以降の処遇のあり方や70歳までの就業機会確保に関し、今後の方向性について協議・意見交換を求める。	春闘期間に限らず、労使間で協議・意見交換を行って いくこととする。	妥結
契約社員・シニア社員・嘱託社員・専任契約社員の 時間給を45円引き上げること。	契約社員・シニア社員・嘱託社員・専任契約社員の時間 給を、一律35円引き上げることとする。	回答あり
シニアパートナー社員の雇用延長を含む働き方の向上に向けて、労使対話の場を年間で設定すること。	シニアパートナーに限定する事なく、全従業員の働き 方の向上に向けて課題を整理し、労使対話の場を適 宜設定する。	前進あり
人員確保、採用難の昨今、スキルの高いベテラン 社員定年退職者の処遇に注目が集まっており、定 年退職者後の処遇によっては、退職や早期の転職 につながる恐れもある。早期の本人意向確認もふ まえ、同一労働同一賃金の観点からも、定年退職 後の再雇用の際には定年退職前と同等の業務に 従事する場合は同等の賃金で、職務、担務変更に おいても相応の賃金面も含む労働条件にて雇用 することを要求する。	本人の意向をふまえた上、会社の決定にもとづき、同一労働である限り、同一賃金での雇用を就業規則にのっとった上で継続していく。	前進あり
定年延長引き上げについて協議すること。	今後、労使連絡会にて協議する。	継続協議

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
定年の段階的引き上げが完成するまでの間、事務・事業の円滑な遂行を実現し、組織の活力を維持・向上させるため、以下の施策を講ずること。 (1) 再任用希望者について、2013年の閣議決定にもとづき、フルタイムを中心とする職員の希望通りの再任用を実現すること。 (2) 毎年度において着実な新規採用を実現するとともに、必要な定員を確保すること。	定年の段階的な引き上げ期間中に、定年退職者が再任用を希望する場合には、当該職員を公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用するものとしている。 また、定年引き上げ期間中においては、令和6年度から2年に1度、定年退職者が発生しないことによる新規採用への影響を緩和するための措置を行うこととする。	継続審議
契約職員の定年年齢引き上げ	今後検討する	前進あり
60歳以降の就労、希望者全員を対象とした65歳までの継続雇用、65歳以降の就労希望者に対する雇用・就労機会の提供、職場環境の整備	定年を65歳まで段階的に引き上げ。本人の希望を調査のうえ60歳到達年度に「専門職ステージ(役職定年)」あるいは退職後「定年前再雇用短時間勤務」の選択が可能。専門職ステージ」は一定の条件によりライン職を継続する特例措置を設ける。また、60歳以降の給与の7割支給(昇級無)。「定年前再雇用短時間勤務」は定年後再雇用制度(非常勤)と同様	妥結
65歳までの定年年齢引き上げ	当面の間、61歳までの定年年齢引き上げ合意	継続協議
75歳までの雇用確保を要求	70歳超まで雇用延長を実施することを確認	妥結

(5)テレワークの導入および導入済み制度の見直しの取り組み

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
①テレワークの導入、および導入済み制度の見直しの取り組み		
在宅勤務制度構築(現行新型コロナ暫定取り扱い →恒久制度化)	在宅勤務の恒久制度化をはかることとし、具体的内容 と実施時期については別途協議する。	継続協議
生活様式などの変化に対応した働き方の実現	テレワーク手当の新設	妥結
職場実態をふまえた在宅勤務の制度導入を要求 する。	導入に向け検討する。準備が整い次第、組合へ提案 する。	前進あり
在宅勤務場所について、介護対象親族の居住住居 を追加する	要求の通り	妥結
在宅勤務制度の緩和	利用限度:1週間のうち3日、1ヵ月で10日を上限とする。 勤務場所:原則、自宅とするが、親族居住の場所も可とする。 ただし、親族居住の場所で在宅勤務する場合は、事前 申請時に勤務場所を理由欄に入力し、上長の承認を 得ていなくてはならない。	妥結
テレワークの規則化	テレワーク時の残業などを明確化した。	妥結
在宅勤務制度の取り扱いについて協議を継続	2023年4月に制度を導入	妥結
事業本部やオフィスの垣根なく働けるような職場 環境の構築を求める。	新しいクラウド環境を導入し、各オフィス間でのファイ ル共有を計画していく。	妥結
テレワーク環境の整備を早急に行うこと	在宅勤務・テレワークについては、在宅勤務規定などにもとづき取り組むとともに、個々の職員の環境や勤務形態をふまえ、職員に自己負担を強いることのないよう引き続き検討	交渉中
フレックス勤務、リモートワーク勤務に関する労働 環境の構築を行うこと。	 フレックス勤務について:多様な働き方を実現し、育児・介護をはじめとした様々なライフイベントと仕事の両立を支援するため、2024年度の導入を目途に具体的な検討を開始する。 リモートワークについて:生産性の向上に資する制度の拡充に向け、引き続き検討を進める。 	前進あり

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
リモートワーク制度における勤務場所について、 通勤圏外も可能とすること。	社員の働き方改革の一環として、リモートワークの実施状況の点検と運用見直しを行う中で、実施可否について継続検討していく。	継続検討
試行中の在宅勤務制度およびテレワークの協議を行う。 在宅勤務に必要な環境整備費用や通信費などの補助を 求める。	在宅勤務およびテレワークの試行の継続環境整備費用や通信費などの補助についは、他社の 動向をふまえ検討する。	継続協議
多様で持続可能な働き方実現の推進(在宅勤務制度の見直U)	新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが、本年5月8日に5類に移行されることから、在宅勤務における新型コロナ特別措置も終了することとし、今後本部におけるテレワークは月7日を上限とする。なお、新しい働き方での在宅勤務・テレワーク環境のあり方については、社会一般の状況をふまえつつ、引き続き検討していくこととしたい。	妥結
テレワークに対応した就業規則の改正と、その際 における労働協約の締結	労使協議を経て、就業規則の一部としてテレワーク規 程を制定	妥結

(6)人材育成と教育訓練の充実に向けた取り組み

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
①人材育成と教育訓練の充実に向けた取り組み		
人材育成強化に向けた取り組みを要求	人材育成強化に向け労使専門委員会を設置すること とした。	前進あり
教育制度の再整備、Eラーニングの活用、集合教育の実施を要求	マニュアル・Eラーニングコンテンツの整備、階層教育の実施を行うこととした。	前進あり
能力開発・キャリア形成に向けた体制の充実	自己啓発関連諸制度の拡充(制度適用対象層の拡大など)	妥結
観光研修、接遇研修、救急車対応研修の実施	入社3年目までの社員に対する定期的な接遇研修、実 務研修、救急車対応研修の実施	妥結
各種制度・施策について、実効性高く、より使いや すい内容へと見直すこと。	自己啓発休職は、修学に限り2年間まで期間を延長する。	妥結
若手をはじめとする従業員一人ひとりが納得感を 持ってモチベーション高く業務に従事できるよう に、考課制度を改善すること。	組合の課題意識に対して経営が理解を示し、要求項目 の一部は受け入れられた。	前進あり
経営幹部候補生の養成を目的としたキャリアアッププログラムを導入すること。	次世代の管理職を養成していきたいという方向性は 組合側と一致。今後、研修など順次展開予定。労使一 体となって検討していきたい。	妥結
新規採用者、新任ポスト配置などにかかる具体的 な対応をはかること	新規採用研修、熟練者による技術指導などを活用し業務の 円滑な推進と人材育成に努めていく。 新任ポストの配置時は周囲の者がサポートするよう努める。	交渉中
【キャリアプラン(人事)の見直しについて】 ①評価制度の見直しと人事評価シートの電子化への取り組みを検討。 ②各個人の性格や生活、職種に合わせキャリアプランの構築を検討。 ③個々の能力向上のため社内外教育制度のさらなる充実化。 ④職場の活性化と社員自身のキャリアアップにつながる職場への配置。	別途、労使協議会・専門委員会で優先事項から協議していく。	継続協議
新入社員が孤立することがないよう教育環境の 改善を要求する。	適正部署に人員を投入することで対応が可能な環境構築をめざすとともに、OJTについては人財育成という観点から、人財育成計画に盛り込むことなどを検討する。	継続検討

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
【人財交流制度の構築】 ①他職場との人財交流制度の再開を要求する。 ②海外職場での研修制度を要求する。	他職場の運用状況を見極め、実施時期を検討する。	継続検討
働く者の職業人生の長期化が進むため、グループ内の人財活用の観点から、様々な業務から個々の体力やライフプランなどにあわせた業務を選択できるよう、職業訓練や研修を検討すること。	多様な人財が活躍できる組織作りに積極的に取り組むことは重要であり、グループとして議論していく必要がある。中高年層において、健康を維持し、さらに意欲を高めて活躍し続けるためのコミュニケーションの充実や支援策を講じていきたいと考えており、グループ各社において「ミドル層向け研修」など、実施可能なところから行い、順次対象を拡大していきたい。	妥結
確実な業務執行が可能となる人員の確保にかかるアクションプランの策定、キャリア形成や将来の生活設計に主眼をおいた人事異動の対応を求める	・人材確保・育成については、新設する組織において検討し、労働組合の意見も聞きながら取り組んでいく。・現場実態に見合う検討や実効性のある検討をしていきたいと考えており、労働組合の意見も聞きながら取り組んでいきたい。	前進あり ・ 継続協議

(7) 障がい者雇用に関する取り組み

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
①障がい者雇用率の把握と法廷雇用率達成に向けた		
関係会社を含めた法定雇用率達成に向けた取り 組みと、継続的な労使での確認を要求	要求通り取り組みを実施することを確認	前進あり
障害者雇用に関する労使の担当者協議会を開催 するよう要求	労使で協議会を2023年6月より実施する。	前進あり
障害者雇用に関する受け入れ研修の強化を要求 する	要求通り研修を実施する	前進あり
障害者雇用率の確認など	障害者雇用促進法の趣旨をふまえ対応に努める。	各労使で交渉
障害者雇用率の確認など	障害者雇用促進法の趣旨をふまえ対応に努める。	各労使で交渉
障害者雇用については、法定雇用率の達成を遵守するとともに、雇用される障がい者が、無理なく、かつ安定的に働き続けることができるようにすること。	障がいのある職員が意欲と能力を発揮し、活躍できる 環境の整備に取り組んできたところ。 引き続き、関係機関と連携しながら、障害者雇用が適 切に進むよう、取り組んでまいりたい。	継続審議
障がいのある職員が自らの能力を発揮できるよう、 組織として合理的配慮に取り組むと同時に、定年延 長への円滑な移行および再雇用制度の適切な運 用や、バリアフリー環境、移動方法、研修体制およ び情報保障など必要な整備を行うこと。	障害者雇用については、積極的に採用と雇用継続を行うよう周知するなど、障がい者の雇用を進めているところである。また、障がいのある職員が自らの能力を発揮して職務を遂行するための環境整備などについては、平成28年4月施行の改正障対法にもとづく雇用分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などの法的義務を十分に認識の上、通勤用自動車駐車施設の借上げ、社用車の改造、ジョブパートナーの配置など、できる範囲でその就労環境の整備に努めていきたい。	継続協議

(8)治療と仕事の両立支援に関する取り組み

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
①疾病治療と仕事の両立が可能となる職場環境の整備、多様な休職・勤務制度の導入などの取り組み		
不妊治療やがんなど長期治療と仕事の両立支援 制度の創設を要求	要求通り確認	妥結

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
私傷病休職時の年休付与基準改定を要求	年休付与時算定出勤率が8割未満の者について、私 傷病休職・診断欠勤日数を出勤日数に加算し8割以上 の場合は10日を支給とするよう改定	妥結
年次有給休暇積立制度を利用できる事由の拡大 を要求	積立限度を4年分から5年分へ1年分増とする。利用目的に出生支援(不妊治療)を追加する。利用日数の最小単位を半日へ変更する。	妥結
傷病時所得補償制度の導入	傷病時所得補償制度として、2023年4月1日より団体 長期障害所得補償保険(GLTD)を導入する	妥結
積立年休制度の使途拡充	定期健康診断後の再検査、精密検査でも使用可能と する。	妥結
両立支援制度の拡充・活用促進	仕事と治療の両立支援策の拡充(通院休暇の適用対象疾病の拡大、傷病特別休暇の取得要件の柔軟化、がん治療と仕事の両立に向けた相談窓口設置など)	妥結
治療のための勤務時間短縮制度および在宅勤務 制度の導入を要求	在宅勤務制度は導入	妥結
休業者(私傷病)一時金30%以上	休業者(私傷病)一時金30%	妥結
①育児・介護に携わる組合員が安心して働ける多様な働き方を拡充すること。②一般職員などにフレックスタイム制度を導入し、柔軟な勤務時間の選択ができるようにすること。	①多様な働き方を可能とすることが社会的要請となっていることから、職員の意見などを反映しながら、より良い制度となるよう柔軟に対応する。 ②一般職員は、早出・遅出出勤制度や在宅勤務の活用により、多様な働き方が推進できることから、これらの効果をふまえつつ、引き続き検討する。	継続協議
短期介護休暇および子の看護休暇が取得しやすい職場環境に整備するとともに、取得日数を拡充すること。産前休暇・配偶者出産休暇を拡充すること。	 短期介護休暇および子の看護休暇の取得日数の拡充については、すべての職員が安心して働ける職場環境づくりが重要であり、取得しやすい職場環境の整備に努める。 産前休暇については、2023年1月1日から8週間に拡大。配偶者出産休暇の拡充については、他社の動向に加え、年次有給休暇の取得状況をふまえ検討する。 	継続協議

(9) 「働き方の見直し」などに関するその他の取り組み

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
①その他の取り組み		
安全衛生委員会の設置義務のない50人未満10 人以上の事業場においても、安全衛生に関する協 議の場を設置する。	協議の場は見送りになったが、ヒヤリハット事例や実際の事故事例などを発信することを確認した。	前進あり
フレックスタイム制のコアタイムの撤廃	時差が発生する海外ビジネスの割合が多い部署や担当者が、コアタイムを無くすことで業務の効率化や長時間労働の改善および安全衛生がはかれる場合は、所属部署長の申請にもとづき、コアタイム無しのフレックスタイム制の適用を可能とする制度を構築する。	妥結
健康診断項目の拡充	34歳以下の診断項目拡充	妥結
通勤手当(限度額)の引き上げ	80,000円→150,000円に引き上げ	妥結
休暇、休業制度について、取得条件などをわかりや く整理した資料を作成し、職員に定期的に周知す ること	周知するよう努める。	妥結

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
社会情勢に即した新しい働き方について、「ICTの活用」をはじめ、「在宅勤務制度」や「サテライトオフィス勤務の導入」を要望する、一歩踏み込んだ業務の見直しを行っていただきたい。 ICTに関する知識習得にかかる研修機会などを設定するとともに、各部署がICTを活用した業務に取り組もうとする際に、現場の業務内容に即した助言などが受けられるようなサポート体制の構築を求める。	働き方改革については、業務改善提案の募集および 取り組み好事例の展開を継続して実施し、常に現場の 声が取り組みに反映されるよう努めてまいりたい。 ・ICTなどを活用した働き方について、システムを導 入する際には、業務プロセスの見直しもあわせて検 討することとしている。 ・使いやすい情報システムとするため、問合せ内容な どを更改時に反映し、職員が業務で適切に活用でき るように試行期間に余裕を持たせるなど、使いやす いICT環境となるよう努めるとともに、導入時の相 談体制の充実に努めていく。	継続協議

2. ジェンダー平等・多様性の推進

(1)男女間賃金格差および生活関連手当支給基準の是正の取り組み

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
①男女間賃金格差の実態と要因把握・点検、改善へ向けた取り組み		
賃金制度の確立・改善の取り組み	男女間の賃金格差是正をはかるため、賃金分布などの実態把握を行ったうえで問題点の点検と改善に取り組む。人事評価制度についても公平・公正な制度の策定と運用を求める。	一部組合で合意
昨年に実施した男女間賃金格差に関する実態分析を ふまえた制度の改善	春季生活闘争の要求課題として、育児休職期間中の 評価制度などの改善について要求を掲げ、すべての 単組が継続協議となった。	継続協議

(2) 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
①男女間格差の状況についての点検やポジティブ・アクションによる改善の取り組み		
女性管理職への昇格基準の明確化を要求	社内部会を立ち上げ、女性の管理職昇格をめざすこととした。	前進あり
職場におけるジェンダー平等の推進	女性活躍推進行動計画・次世代育成推進行動計画に 沿った全社的取り組みの展開	妥結
女性活躍の視点も含め、すべての社員が意欲をもってキャリアアップに臨める環境整備などを進めること。また、社員のエンゲージメントが高まる取り組みを進めること。	多様性の理解浸透に関する強化策として、ダイバーシティ強化月間の内容の充実化を行っていく。具体的には、管理者を対象に女性活躍の視点を含めた動画視聴および理解度診断を実施していく。社員全員が「誇りとやりがい(エンゲージメント)」をもって働くことができる会社をめざすことを明記する予定であり、組合と意思疎通をはかっていく。	妥結
②改正女性活躍推進法にもとづく事業主行動計画策定に向けた取り組みや着実な進展を確認する取り組み		
行動計画実行のPDCAを労使で定期的に確認し、 えるぼし以上の認定をめざすこととした	要求通りの取り組みを実施することを確認した。	前進あり
③改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の定着・点検に向けた何らかの要求・取り組み		
女性管理職比率の目標設定と計画的な育成を要 求	ロールモデルを提示し、比率を引き上げる取り組みを 実施する。	前進あり
女性の昇進・昇格の遅れ、賃金の差異を把握し男 女間格差を是正	2030年までに格差是正を進める。	妥結
女子ロッカー室の改善	実施	妥結

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
施設の補修や大浴場の改修	実施	妥結
男女共同参画促進に向け、男女間格差の是正、不 利益取り扱いの一掃、育児·介護休暇などの促進 をはかること	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に もとづく行動計画、次世代育成支援行動計画を策定。 これらの計画をふまえ、男女共同参画の促進に向けて 取り組んでいく。	交渉中

(3)あらゆるハラスメント対策と差別禁止に関する取り組み

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
①職場実態の把握とハラスメント対策(事業主が講ずべき措置および望ましい取り組み)についての労使協議		
職場ハラスメントに関する従業員アンケートを実施し、事案の集約と、事案に沿った具体的な対応を 検討するよう要求した。	上期中に従業員にアンケート調査を実施して、対策が 必要な事例は対策を講じて店舗に発信することを確 認	前進あり
職場でのハラスメントの実態を把握し、ハラスメントの対応マニュアルやルールの再徹底など、組合員を守る対策を講じるよう要求	職場でのハラスメント(カスハラ・パワハラ・セクハラ) については、管理職・マネージャー階層などへの教育 を再度行い、ルールの徹底をはかる。	前進あり
ハラスメントに対する対応の規程や懲戒処分の指針の策定時に協議を行うとともに、今後、課題などが生じた場合は、別途協議する。	職場からあらゆるハラスメントを撲滅するために当該 者からの相談・苦情への迅速な対応、相談体制などを 明らかにし、規程の改正を確認した。	合意
②あらゆるハラスメントを一元的に防止する取り組み	。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ハラ)
各種ハラスメント対策の改善。特にパワハラ対策の整備。	会議や講習会など各種啓蒙活動の拡充	継続
ジェンダー平等・多様性推進の観点より、性的指向・性自認(SOGI)に関する理解促進を行ない、あらゆるハラスメントの撲滅に向けた教育体制の整備並びに教育を継続する。	「ハラスメント窓口教育」を本年度も実施、総務部と 人事部が連携し、ハラスメント撲滅に取り組む。また [LGBT] [SOGI(性的指向・性自認)]の理解促進のた めの教育を実施する。 ジェンダー平等・多様性推進の観点に関する理解促進 を行い、あらゆるハラスメントの撲滅に向けた教育体 制の整備並びに教育を継続する。	妥結
あらゆるハラスメントが発生していないか職場の 現状を把握し、定期的に研修会を開催すること	ハラスメント研修会を年2回開催する。	妥結
利用者によるハラスメントを含めたあらゆるハラスメ ントの根絶	各種ハラスメント撲滅窓口の設置	妥結
カスタマーハラスメントに関する会社としての対応	カスタマーハラスメント対策基本方針を策定	妥結
ー層有効な対策を着実に実施すること。 相談・解決のための体制整備をはかること。	規程にもとづき相談窓口および相談員を配置。 新たにハラスメントへの対応に関する規程を制定し、 体制を整えるとともに、外部に弁護士を相談員とする 相談窓口を設置。	交渉中
「セクシュアルハラスメント防止に関する規定」内に新たにモラルハラスメント/パワーハラスメント/育児・出産・介護に関するハラスメントも追記、対策を講じるように要求する。	来年度より全管理職に対しハラスメント教育を受講させることとする。 その他はグループ全体の施策に従い可能な範囲で実施する。	前進あり
部長職を含む管理職に対し、労働基準法、ハラスメント勉強会を確実に実施し、ハラスメントに対する認識の状況を管理部門でフォローすること。	要求通り実施する。	前進あり
ハラスメントの撲滅について「しない・させない」ことを意識して行動することやリスク対応方針などの周知・徹底が重要である。	ハラスメントリスクは法人にとって特に重大なリスクであると認識しており、「ハラスメントリスクへの対応に係る基本方針」および「ハラスメントをなくすために職員が認識すべき『基本的な心構え』」の周知の徹底をはかっていきたい。	前進あり

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
すべての職員に対して性差別やパワーハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、いやがらせに類することを行わせない具体的な措置を講ずること。また、職員に広く啓発するように努めること	 セクハラ、パワハラをはじめとするあらゆるハラスメントについては、職員だけでなく利用者も含め、その防止に向けた取り組みを適切に進めていく必要があると認識している。 ハラスメント防止対策を強化する取り組みとして、内部相談窓口の資質向上の観点から主任相談員などに対する研修を実施しており、本年度においてもオンライン研修と集合型のロールプレイ研修を組み合わせて実施するなど、工夫しながら実施したところである。 今後においても引き続き研修内容の充実をはかりながら取り組みを進める。 	継続協議
③「性的指向及び性自認(SOGI)に関する差別禁止に向けた取り組みガイドライン」を活用した理解促進、差別禁善の取り組み		禁止、就業環境改
雇用の全ステージで性別、性的指向、性自認を理由とした差別的取り扱い、不利益取り扱いの禁止の徹底を要求	要求通りの取り組みを実施	前進あり
多様な性自認に対応する就業環境整備を要求	制服着用ルールの改善を継続協議	継続協議
性的指向および性自認、性表現に関する対応に向けた協議の開始	春季生活闘争の要求課題として、必要な取り組みの展開に向けた協議の開始を要求し、要求通りの回答を得た。	妥結
社員に対して、SDGSやLGBTQなど社会的関心の高い内容についての勉強会を実施し、多様な人材への理解を深め働きやすい環境を整えるべく社内での取り組みを促進すること。	実施できるよう努力する。	前進あり
④ドメスティック・バイオレンスや性暴力による被害者の職場における支援のための環境整備		
DVに関する理解の促進などに向けた取り組みを 要求	春季生活闘争の要求課題として、積立休暇制度の使用目的にDV被害への対応の追加を要求し、要求通りの回答を得た。	妥結

(4) 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
①改正育児・介護休業法施行に向けた取り組みと、育	児·介護に関する両立支援制度の点検·改善の取り組み	
男性社員の育児休業取得推進に向けて、取得出来 る環境づくりを整えるよう要求する。	取得出来る環境を整えていくため、課題の洗い出しや その解決に向けて労使で検討していく。	前進あり
介護での短時間勤務制度の拡充を要求	介護事由の上限を延長:既存制度(3年)に加えて、新 規制度でさらに5年延長できるよう合意	妥結
時間単位年休制度の新設	育児を目的とした休暇制度を新設する。	妥結
育児時間取得対象者の範囲拡大	生後満1年に達しない生児を育てる社員が、予め申し出たときは、所定の休憩時間のほか、1日2回各45分の育児時間を与える(取り組み前は女性社員限定であった)	妥結
介護休暇の取得条件緩和	「要支援·要介護の認定を受けている家族」又は「75歳以上の両親(配偶者の両親含む)」を介護する場合に適用する。	妥結
育児・介護休業に関する規定の見直し	育児·介護による勤務時間2時間を限度とし、勤務時間 の選択を可能とする。	妥結
両立支援制度の拡充・活用促進	介護休職に関する延長可能期間拡大	妥結

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
面立支援制度の拡充・活用促進	介護を事中とする日数限定勤務制度の対象拡大	妥結
両立支援制度の拡充・活用促進	男性育休の取得促進に向けた教宣対応強化	妥結
	男性育児休業取得に向けた個別フォローの徹底	妥結
育児休職制度における休職期間の限度を満2歳に 達する年度末とするように改定を求める。	要求通り、休職期間限度について、子が満2歳に達する日 (誕生日の前日)を限度として申し出のあった期間とする。	妥結
積立休暇取得条件について、介護時にも利用でき るよう条件緩和を要求する	要求通り、介護時にも使用できるよう条件を追加する。	妥結
介護時短勤務の要件(現行3年間で2回まで)について期間および回数の撤廃を要求	要求通り	妥結
育児短時間勤務の適用対象とする子の年齢を12 歳とすること	育児短時間勤務の適用対象とする子の年齢を12歳とすること	妥結
育児休業·介護休業などを理由とする不利益の取り扱い禁止	改正育児・介護休業法における各制度を取得したことを理由に不利益な取り扱いが行われていないか確認するとともに、労働協約、労使協定、就業規則の内容を精査、職場の実態点検を行い、法への対応と育児・介護休業制度の充実に取り組む。	一部組合で合意
育児時短勤務期間の延長	現状の[3歳まで]から、[小学4年生の終了まで]に延長	妥結
育児時短勤務制度の適用期間の延長	育児時短勤務制度の適用期間の延長(「3歳まで」を 「小学校入学」まで)	妥結
育児支援の拡充	小学校終了まで対象拡大	妥結
育児短時間勤務制度の対象者を子が小学校卒業 までに拡充すること	対象者を子が小学校卒業までに拡充する。	妥結
男性の育児休暇取得について従業員への啓蒙活 動を実施し、休暇制度を推進すること	要求通り、啓蒙を行い、休暇取得を推進する。	妥結
家族の看護休暇新設	新設はしないが、積立有給休暇取得条件に家族の看 護追加	前進あり
子の看護休暇日数の増加	「1年間につき5日間、2人以上の場合は10日間を限度」 の規定を「子の人数を問わず10日間を限度」に改善	妥結
育児短時間勤務の対象期間に現在の「小学校就学開始時点」から「小学4年生の始まる時点」まで延長してほしい	要求通り変更	妥結
出産休暇について、配偶者の出産の際の出産休暇を、現行の「配偶者の出産日から2週間以内に、2労働日以内」から、「配偶者の出産日から1ヵ月以内に、3労働日以内」とすること。	出産体暇について、配偶者の出産日から2週間以内に、 3労働日以内とする。	前進あり
①育児のための軽減勤務制限の拡充(勤務時間 短縮および深夜労働制限の小学6年生までの 拡充) ②育児時短勤務者のフレックスタイム制度適用拡 充	①育児の為の短時間勤務適用を、小学6年生在学期間終了までの子を養育する社員に拡大する。 ②フレックスタイム制度適用を、対象部署に属する育児の為の短時間勤務者および、対象部署への長期支援者などに拡大する。	前進あり
出産や育児といったライフイベントを経ても長く 安心して働き続けられる環境を構築するために時 短勤務者の年齢上限を未就学児まで引き上げる こと。	時短勤務者の年齢上限引き上げに向けては、前向き に労使間で協議する。	継続協議
育児·介護による時短勤務者の設定時間の自由度 改善	継続協議中	継続協議

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
育児休暇明けの時短勤務期間 3歳→小学3年生 まで延長	継続協議中	継続協議
②男女の更年期、生理休暇などに関する取り組み		
生理休暇について、給与部分で欠勤控除される部分があるので、控除されないように要求する。	要求の通り、10割支給となった	妥結
生理休暇の名称変更	生理休暇の名称を別の名称に変更する。	妥結
各種制度・施策について、実効性高く、より使いや すい内容へと見直すこと。	PMSや更年期障害に対応できるよう運用の拡充を検討する。	前進あり
生理休暇·妊活休暇の名称を別の名称に変更する こと。	生理休暇および妊活休暇については、就業規則上統 一し、その名称を変更する。	前進あり
中高年をはじめ、社員が意欲をもって働き続けられるよう、社員の健康を大切にして、安全に長く働き続けられる環境整備と制度をつくること。	2023年度は、さらなる推進策の一環として更年期障害などに関する理解浸透に向けた取り組みを行い、更年期に関する情報共有、この世代に体調不良があることの理解など、環境整備をはかっていく。また、長期にわたり定期的に通院が必要な場合の病気休暇適用要件を緩和し、病気療養と仕事の両立のさらなる環境整備を進めていく。あわせて、生理休暇取得時の出退勤システムで「生理」の表示をさせないように指導し、環境整備をはかっていく。	妥結

(5)次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
①不妊治療と仕事の両立に向けた取り組み		
不妊治療やがんなど、長期治療と仕事の両立支援 制度の創設を要求	要求どおり確認	妥結
積立有給休暇の使用目的の拡大を要求	妊娠中の体調不良や不妊治療などを積立有給休暇の 使用目的に追加	妥結
ストック休暇の取得要件のうち、不妊治療に関して、 半日・4分の1単位での分割取得を認めること。なお、分割取得の要件は介護休暇、子の看護休暇と 同様とする。	ストック休暇の取得要件のうち、不妊治療に関して、半日・4分の1単位での分割取得を認める。なお、分割取得の要件は介護休暇、子の看護休暇と同様とする。	妥結
不妊治療休暇の新設	不妊治療休暇の新設(年間5日(1日または0.5日単位、 休暇中の賃金は支払う))	妥結
治療支援勤務制度の一部改訂	不妊治療を対象項目に追加	妥結
有給休暇積立保存制度の取得基準に不妊治療を 追加し、有給休暇積立保存日数から先行して取得 できるよう要求	有給休暇積立保存制度の取得基準に不妊治療を追加 し、有給休暇積立保存日数から先行して取得できるよ う規約改定を行う。	妥結
賃金等改定交渉の合意をふまえた、不妊治療のための特別休暇(有給)の新設および非正規雇用で働く方の産前産後休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇の有給化の規則等一部改正について協議を行うとともに、休暇制度が取得しやすい職場環境の整備を求める。	規則などの改正を行い、職員などへの周知を徹底するとともに休暇制度の取得しやすい職場環境の整備を確認した。	合意

(6) ジェンダー平等・多様性の推進に関するその他の取り組み

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的内容	進捗状況
①その他の取り組み		
外国人労働者の就業環境整備に向け、就業規則 の多言語化を行うよう要求	契約内容や就業ルールなど必要な文書の多言語化に ついて取り組む。	前進あり
事実婚、同性婚に関する社内的な取り扱い(扶養、 住宅関係など)を法律婚と同じとする。	「事実婚、同性婚に関する社内的な取り扱い(扶養、住宅関係など)を法律婚と同じとする」という要求について「原則応じる」。	妥結

第19回中央執行委員会(2023.4.13)確認

連合登録人員 2023年(1月~12月)

No.	構成組織 2023 登録 <i>)</i>	_ I _ P _ S	内 パート等	20時間 以上	20時間 未満	No.	構成組織	2023年 登録人員	内 一 般	内 パート等	20時間 以上	20時間 未満	
1	UAゼンセン 1,872,	318 754,827	1,117,991	355,432	762,559	31	全国農団労	11,258	11,217	41	41	0	
2	自動車総連 790,9	767,586	23,405	23,405	0	32	全自交労連	9,910	3,934	5,976	5,403	573	
3	自 治 労 733,7	707,313	26,464	11,466	14,998	33	メディア労連	9,855	9,838	17	17	0	
4	電機連合 564,	723 563,683	1,040	1,040	0	34	全 労 金	9,139	6,954	2,185	2,185	0	
5	J A M 349,	348,119	939	939	0	35	ヘルスケア労協	8,200	7,770	430	430	0	
6	基 幹 労 連 267,	'52 267,532	220	220	0	36	森林労連	4,510	3,254	1,256	1,256	0	
7	生保労連 237,9	996 225,718	12,278	12,278	0	37	労 供 労 連	4,107	3,902	205	0	205	
8	J P 労 組 225,7	'62 160,464	65,298	65,298	0	38	労済労連	4,368	3,722	646	646	0	
9	日 教 組 206,	358 204,552	1,806	1,806	0	39	全 印 刷	3,834	3,834	0	0	0	
10	電力総連 199,0	197,839	1,201	1,201	0	40	全国ユニオン	2,800	2,380	420	420	0	
11	情報労連 191,	80 166,394	24,786	24,722	64	41	自治労連	2,807	2,807	0	0	0	
12	運輸労連 126,3	125,556	750	750	0	42	全国競馬連合	2,643	2,643	0	0	0	
13	JEC連合 118,9	008 114,284	4,624	4,624	0	43	J A 連 合	1,230	1,230	0	0	0	
14	私 鉄 総 連 114,	113,294	747	747	0	44	港 運 同 盟	1,200	1,200	0	0	0	
15	フード連合 112,	103,881	8,756	8,436	320	45	全 造 幣	759	671	88	75	13	
16	損 保 労 連 86,8	64,671	22,197	22,197	0	小	計	6,780,990	5,418,787	1,362,203	583,121	779,082	
17	J R 連 合 77,		32,399	32,049	350	友好	子参加組織 						
ļ	国公連合 68,8			516		46		38,305	38,305		0		
ļ	航空連合 45,			1,099		47		6,000	5,721	279	279		
	海員組合 45,0			0			成組織総計			1,362,482	583,400	779,082	
21	ゴム連合 44,		73	73 1,043		┝	方連合会の現況(46.36		方連合会 5	2(日本)		
ļ	交通労連 43,0 サービス連合 40,0			402			別 参 加 組 織 域 ユ ニ オ ン	10,71		が建立去 が連合会 3.1 が連合会 3.1			
ļ	紙 パ 連 合 24,			367		ļ		114,21		方連合会 98 方連合会 98			
25	全電線 24,			1	n	⊢	方連合会合計	171,30					
ļ	全 国 ガ ス 22,			404	0	-6.	,, Æ L A L B	171,50					
27	印刷労連 20,			0									
 	tラミックス連合 19,i			263		連	合登録人員数	6,996,601					
 29	J R 総 連 14,			380				0,550,001					
30	全 水 道 14,9	921 13,431	1,490	1,490	0								

編集·発行: **日本労働組合総連合会**(連合)

フェアワーク推進センター

TEL 03-5295-0555 FAX 03-5295-0547

発 行: 2023年8月

デザイン・印刷:株式会社プランニング・ヴィ



https://www.jtuc-rengo.or.jp/





twitter.com/unionion





facebook.com/jtuc.rengo





https://lin.ee/ILY2sPu

